

人事委員会年報

令和元年度（2019年度）

熊本県人事委員会

目 次

| | |
|---|----|
| I 組織及び運営 | 1 |
| 1 人事委員会 | 3 |
| (1) 人事委員会の構成 | 5 |
| (2) 人事委員会の会議 | 〃 |
| 2 事務局 | 13 |
| (1) 組織及び職員の配置状況 | 15 |
| (2) 分掌事務 | 16 |
| II 事業の概要 | 19 |
| 1 職員の任用 | 21 |
| (1) 採用 | 23 |
| (2) 昇任 | 34 |
| (3) 身体障がい者を対象とする選考試験 | 35 |
| 2 職員の給与 | 37 |
| (1) 平成31年職員給与実態調査 | 39 |
| (2) 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査 | 43 |
| (3) 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告 | 45 |
| (4) 令和元年給与の改定（参考） | 55 |
| 3 条例・規則等 | 57 |
| (1) 条例案に対する人事委員会の意見 | 59 |
| (2) 規則等の制定・改廃 | 60 |
| 4 公平審査 | 63 |
| (1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況 | 65 |
| (2) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の係属状況 | 〃 |
| (3) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の審査の状況 | 66 |
| (4) 苦情相談の処理状況 | 〃 |
| 5 職員団体 | 67 |
| (1) 職員団体の登録 | 69 |
| (2) 登録職員団体一覧表（県関係分） | 〃 |
| (3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分） | 70 |
| (4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証 | 71 |
| 6 公平委員会の事務の受託 | 73 |
| 7 労働基準監督機関の職権行使 | 77 |
| (1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表 | 79 |
| (2) 令和元年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況 | 80 |
| (3) 令和元年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況 | 〃 |
| (4) 令和元年度中の労働基準法に基づく認定等の状況 | 〃 |

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(令和2年3月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 | 任期 | 備考 |
|-----|------|----------|---|----------|
| 委員長 | 出田孝一 | 非常勤 | 令和元年7月8日 ～令和5年7月7日 (2期目) [委員長就任日] 平成28年8月1日 | |
| 委員 | 岡村範明 | 非常勤 | 令和元年6月25日 ～令和4年7月26日 (1期目) | 委員長職務代理者 |
| 委員 | 永田佳子 | 非常勤 | 平成29年8月1日 ～令和3年7月31日 (1期目) | |

(2) 人事委員会の会議

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|--|----|
| 1 | 平成31年 4月 5日 | 1 平成30年度(2018年度)第25回人事委員会議事録について 2 議案 第1号議案 平成31年度(2019年度)熊本県職員及び警察官採用試験の合格者数について 3 報告 ・平成31年度(2019年度)熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・平成31年(2019年)職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 2 | 平成31年 4月24日 | 1 平成31年度(2019年度)第1回人事委員会議事録について 2 議案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第3号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 特別免許状による教諭の採用に伴う期末・勤勉手当の役職加算規定の整備について 3 協議 ・地方公務員法等改正に伴う熊本県職員の任用に関する規則の一部改正について 4 報告 ・熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項の規定により条件付採用期間を延長した職員について | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|--|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 5 その他 ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について ・人事委員会関係日程 | |
| 3 | 令和元年 5月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 1 平成31年度（2019年度）第2回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部改正について 第3号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 特別免許状による教諭の採用に伴う期末・勤勉手当の役職加算規定の整備について 第5号議案 令和元年6月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 報 告 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度（2019年度）熊本県職員等採用試験における応募状況について ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 4 | 令和元年 6月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年度（2019年度）第3回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 人事委員会の委員長職務代理者の指定について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第4号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 第5号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 5 | 令和元年 7月18日 | <ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年度（2019年度）第4回人事委員会議事録について 2 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 人事委員会の委員長の選挙について 第2号議案 人事委員会の委員長職務代理者の指定について 第3号議案 令和元年度（2019年度）熊本県警察官採用試験（警察官A）第1次試験合格者の決定について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|--|----|
| 6 | 令和元年 7月24日 | 1 令和元年度（2019年度）第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定について 第3号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第1次試験合格者の決定について 第4号議案 職員の採用選考について 第5号議案 「「感染症防疫作業手当について」の制定について」の一部改正について 3 報 告 ・2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 7 | 令和元年 8月13日 | 1 令和元年度（2019年度）第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 3 協 議 ・令和元年9月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について ・令和元年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 8 | 令和元年 8月30日 | 1 令和元年度（2019年度）第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 令和元年9月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 協 議 ・令和元年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 9 | 令和元年 9月12日 | 1 令和元年度（2019年度）第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 職員の採用選考について 3 協 議 ・令和元年人事委員会報告及び勧告について 4 報 告 ・令和元年度熊本県職員等採用試験（高等学校卒業程度、免許資格職、警察官B）及び令和元年度障がい者を対象とする熊 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|---|----|
| | | 5 本県職員採用選考試験の応募状況について その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 10 | 令和元年 9月20日 | 1 令和元年度第9回人事委員会議事録について 2 協 議 ・令和元年人事委員会報告及び勧告について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 11 | 令和元年 9月27日 | 1 令和元年度（2019年度）第10回人事委員会議事録について 2 協 議 ・令和元年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 12 | 令和元年10月 7日 | 1 令和元年度（2019年度）第11回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（免許資格職（学校図書館事務））第1次試験合格者の決定について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第4号議案 令和元年（人不）第1号事案の審理機関の構成及び証拠の採否の決定の委任について 第5号議案 令和元年人事委員会報告・勧告について 3 報 告 ・審査請求書の受理について ・苦情処理に関する事案の概要及び処理状況について ・令和元年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度・免許資格職）第1次試験における試験日程繰り下げ等の対応について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 13 | 令和元年10月24日 | 1 令和元年度（2019年度）第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（免許資格職〔診療放射線技師・看護師〕）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 令和元年度（2019年度）熊本県警察官採用試験（警察官B）第1次試験合格者の決定について 3 協 議 ・熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の制定について 4 報 告 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|--|----|
| | | 5 その他 ・令和元年全国人事委員会報告及び勧告の実施状況について ・人事委員会関係日程 | |
| 14 | 令和元年11月13日 | 1 令和元年度（2019年度）第13回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 令和元年度熊本県職員採用試験（免許資格職〔学校図書館事務〕）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 令和元年度障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について 3 協 議 ・熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について ・会計年度任用職員制度関係規則の制定等について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 15 | 令和元年11月29日 | 1 令和元年度（2019年度）第14回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年11月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について 第2号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 3 協 議 ・会計年度任用職員制度関係規則の制定等について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 16 | 令和元年12月 5日 | 1 令和元年度（2019年度）第15回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験（免許資格職〔診療放射線技師・看護師〕）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 令和元年度（2019年度）熊本県警察官採用試験（警察官B）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の制定について 第4号議案 熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の改正について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|---|----|
| 17 | 令和元年12月10日 | 1 令和元年度（2019年度）第16回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和元年度（2019年度）障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 第2号議案 令和元年（人不）第2号事案の審理機関の構成及び証拠の採否の決定の委任について 3 報 告 ・審査請求の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 18 | 令和元年12月20日 | 1 令和元年度（2019年度）第17回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第2号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【R1. 12. 1適用】 第4号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について【R2. 4. 1適用】 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 19 | 令和2年 1月28日 | 1 令和元年度（2019年度）第18回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第8号に規定する職の承認について 第3号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 報 告 ・令和元年度（2019年度）熊本県職員採用試験等の実施結果について ・措置要求書の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 20 | 令和2年 2月14日 | 1 令和元年度（2019年度）第19回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 令和2年度（2020年度）熊本県職員及び警察官採用試験の試験日程の決定について 3 協 議 ・県職員採用試験の受験申込み及び合格発表の電子化について 4 報 告 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|------------|--|----|
| | | 5 その他 ・「就職氷河期世代」を対象とする職員採用試験について ・人事委員会関係日程 | |
| 21 | 令和2年 2月25日 | 1 議 案 第1号議案 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のための自宅待機を命じられた職員の職務に専念する義務の免除について 2 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 22 | 令和2年 2月28日 | 1 令和元年度（2019年度）第20回及び第21回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 令和2年度（2020年度）熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第4号議案 令和2年度（2020年度）熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 第5号議案 「感染症防疫作業手当について」の一部改正について 第6号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・臨時的任用教職員の給与制度の見直しについて 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 23 | 令和2年 3月17日 | 1 令和元年度（2019年度）第22回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 臨時的任用教職員の初任給基準に係る別段の取扱いの見直しについて 第4号議案 事務局職員の人事異動について 3 協 議 ・「就職氷河期世代」を対象とする職員採用試験について ・給与等関係規則及び通知の改正概要について 4 報 告 ・令和2年度（2020年度）熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について ・一般社団法人熊本県獣医師会からの要請について ・事務局組織の改編について 5 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 24 | 令和2年 3月26日 | 1 令和元年度（2019年度）第23回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 令和2年度（2020年度）熊本県職員及び警察 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------|--|----|
| | | <p>第2号議案 官採用試験合格者決定要領の一部改正について 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する 規則の制定について</p> <p>第3号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公 共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則の制定について</p> <p>第4号議案 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正す る規則の制定について</p> <p>第5号議案 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正す る訓令の制定について</p> <p>第6号議案 熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正 する訓令の制定について</p> <p>第7号議案 熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規定 の制定について</p> <p>第8号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第9号議案 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する 規則の制定について</p> <p>第10号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則の制定について</p> <p>第11号議案 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改 正する規則の制定について</p> <p>第12号議案 令和元年改正条例附則第5項から第10項ま での規定による住居手当に関する規則の制定につ いて</p> <p>第13号議案 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関 する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第14号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規 則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第15号議案 「格付の基準について」の一部改正について</p> <p>第16号議案 「令和元年改正条例附則第5項から第10項 までの規定による住居手当の運用について」の制 定について</p> <p>第17号議案 「住居手当の運用について」の一部改正につ いて</p> <p>第18号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正につ いて</p> <p>第19号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正に ついて</p> <p>第20号議案 「扶養手当の運用について」の一部改正につ いて</p> <p>3 報 告 ・令和2年度（2020年度）人事委員会事務局当初予算の概 要について ・熊本県職員採用プロモーション戦略の概要について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p> | |

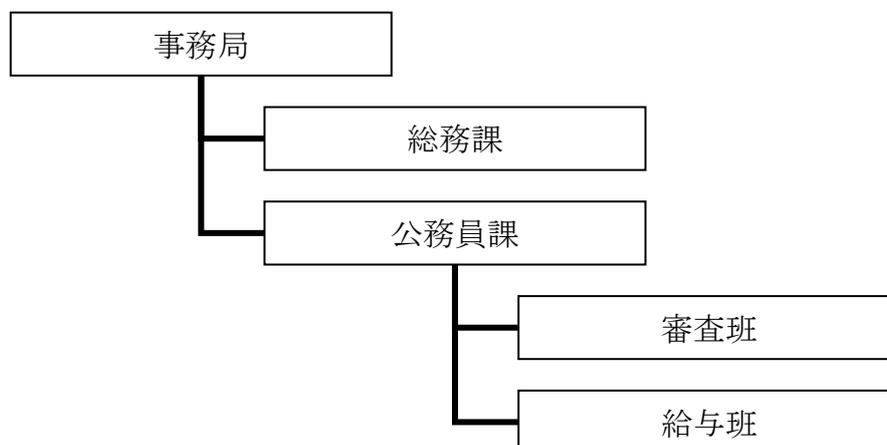
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2班で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員16人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成31年4月1日現在）

| 区分 | 職名 | 氏名 | 備考 | |
|------|--------------|----------|--------|--|
| 事務局 | 事務局長 | 本田 充郎 | | |
| 総務課 | 総務課長 | 伊津野 裕昭 | | |
| | 審議員（兼課長補佐） | 稲葉 智裕 | ※ | |
| | 課長補佐（総務任用担当） | 増住 香織 | | |
| | 参事 | 木山 真由美 | | |
| | 参事 | 宮崎 史敬 | | |
| | 主任主事 | 山下 真徳 | | |
| | 主任主事 | 馬場 翔吾 | | |
| | 主事 | 山本 浩平 | | |
| 公務員課 | 公務員課長 | 小崎 至 | | |
| | 審議員（兼課長補佐） | 稲葉 智裕 | ※ | |
| | 審査班 | 主幹（審査担当） | 北山 尚子 | |
| | | 主任主事 | 岩下 亮介 | |
| | 給与班 | 主幹（給与担当） | 堀口 彰史 | |
| | | 主幹 | 高田 一博 | |
| | | 参事 | 寺島 絵理子 | |
| | | 主事 | 有田 貴恵 | |

※兼務

(2) 分掌事務

| 課名 | 班名 | 分掌事務 |
|------|-----|--|
| 総務課 | | 1 人事委員会会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関する事。 5 事務局の予算及び経理に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 事務局内事務の調整に関する事。 8 文書に関する事。 9 広報に関する事。 10 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 11 競争試験及び選考に関する事。 12 職員の苦情相談に関する事(任用に関する事。) 13 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事。) 14 その他公務員課に属しないこと。 |
| 公務員課 | 審査班 | 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関する事。 2 不利益処分に関する審査請求の審査及び必要な措置に関する事。 3 管理職員等の指定に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係)。 6 職員の苦情相談に関する事(任用、給与、勤務条件等に関する事を除く。) 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関する事。 8 退職管理に関する事(任命権者の事務に関する事を除く。) 9 職員の分限及び懲戒に関する制度に関する事。 10 職員の給与に関する調査及び研究に関する事。 11 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 12 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関する事。 13 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関する事。 14 職員の人事評価に関する制度の研究に関する事。 15 職員の研修に関する制度の研究に関する事。 16 職員に対する給与支払監理に関する事。 17 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係を除く。) 18 兼業、営利企業への従事等の制限に関する事。 19 職員の苦情相談に関する事(給与、勤務条件等に関する事)。 |
| | 給与班 | |

(参考) 職員の配置状況

(令和2年4月1日現在)

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 | |
|------|---------------|------------|-----------|--|
| 事務局 | 事務局長 | 青 木 政 俊 | | |
| 公務員課 | 公務員課長 | 工 藤 真 裕 | | |
| | 審 議 員 (兼課長補佐) | 稲 葉 智 裕 | | |
| | 総務班 | 主 幹 (総務担当) | 北 山 尚 子 | |
| | | 参 事 | 岩 下 亮 介 | |
| | | 主任主事 | 園 田 美 佳 | |
| | 採用班 | 主 幹 (採用担当) | 野 田 尚 裕 | |
| | | 主 幹 | 木 山 真由美 | |
| | | 参 事 | 宮 崎 史 敬 | |
| | | 主任主事 | 馬 場 翔 吾 | |
| | | 主任主事 | 大 隈 元 | |
| | | 主 事 | 浅 井 美 紀 | |
| | 給与班 | 主 幹 (給与担当) | 河 野 京 子 | |
| | | 主 幹 | 高 田 一 博 | |
| | | 参 事 | 寺 島 絵 理 子 | |
| 主 事 | | 芹 口 卓 史 | | |

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

令和元年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです。

第1表 令和元年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

| 試験の名称 | 応募者数 | 第1次試験 | | 大卒等(※) 第2次試験 | | 大卒等(※) 第3次、 その他第2 次 試験受験者 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 <small>(R2.4.1現在)</small> | |
|------------|-------|-------|------|-----------------|------|---------------------------------------|-------------|------------|-----------------------------------|----|
| | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | | |
| 大学卒業程度 | 821 | 591 | 368 | 352 | 189 | 182 | 142 | 4.2 | 118 | |
| 免許資格職（前期） | 55 | 45 | 20 | 20 | 14 | 14 | 7 | 6.4 | 7 | |
| 民間企業等経験者対象 | 105 | 87 | 20 | 18 | 8 | 8 | 5 | 17.4 | 4 | |
| 高等学校卒業程度 | 283 | 231 | 85 | | | 73 | 38 | 6.1 | 27 | |
| 免許資格職（後期） | 62 | 54 | 28 | | | 26 | 12 | 4.5 | 12 | |
| 小 計 | 1,326 | 1,008 | 521 | 390 | 211 | 303 | 204 | 4.9 | 168 | |
| 警察官採用試験 | 警察官A | 男 性 | 366 | 258 | 182 | | 137 | 46 | 5.6 | 38 |
| | | 女 性 | 104 | 76 | 59 | | 43 | 15 | 5.1 | 14 |
| | 警察官B | 男 性 | 447 | 273 | 131 | | 95 | 32 | 8.5 | 24 |
| | | 女 性 | 160 | 94 | 40 | | 29 | 10 | 9.4 | 10 |
| | 小 計 | 1,077 | 701 | 412 | | | 304 | 103 | 6.8 | 86 |
| 計 | 2,403 | 1,709 | 933 | 390 | 211 | 607 | 307 | 5.6 | 254 | |

※大卒等とは、第3次試験を実施している試験（大学卒業程度、免許資格職（前期）及び民間企業等経験者対象）のことを指す。

第2表 令和元年度職員採用試験の日程等

| 試験の名称 | | 公告日 | 申込受付期間 | 試験日 (合格発表日) | | | 試験地 | 試験会場 |
|------------------------------------|------------------------------|------------------------|--------------------------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--------|--------|
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 ・ 免許資格職 (前期) | H31. 4. 8 | H31. 4. 25 ～R1. 5. 10 | 第1次 | 筆記 | R1. 6. 23 (R1. 6. 28) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | | | | 東京都 | 立教大学 |
| | | | | 第2次 | 面接 | R1. 7. 15～R1. 7. 22 (R1. 7. 25) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | | | | 第3次 | 面接 | R1. 8. 1～R1. 8. 6 (R1. 8. 14) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | 民間企業等 経験者対象 | H31. 4. 8 | H31. 4. 25 ～R1. 5. 10 | 第1次 | 筆記 | R1. 6. 23 (R1. 7. 25) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | | | | 東京都 | 立教大学 |
| | | | | 第2次 | 面接 | R1. 8. 31・9. 1・9. 7 (R1. 9. 13) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | | | | 第3次 | 面接 | R1. 10. 12 (R1. 10. 25) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | 高等学校卒業程度 | R1. 6. 21 | R1. 8. 9 ～R1. 8. 30 | 第1次 | 筆記 | R1. 9. 29 (R1. 10. 8) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | 第2次 | 筆記 | R1. 10. 26 | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | | | | | 面接 | R1. 11. 2～R1. 11. 4 (R1. 11. 14) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | 免許資格職 (後期) 【学校図書館事務】 | R1. 6. 21 | R1. 8. 9 ～R1. 8. 30 | 第1次 | 筆記 | R1. 9. 29 (R1. 10. 8) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| 第2次 | | | | 筆記 | R1. 10. 26 | 熊本市 | 熊本県庁 | |
| | | | | 面接 | R1. 11. 2～R1. 11. 4 (R1. 11. 14) | 熊本市 | 熊本県庁 | |
| 免許資格職 (後期) 【診療放射線技師 ・看護師】 | R1. 6. 21 | R1. 8. 9 ～R1. 8. 30 | 第1次 | 筆記 | R1. 9. 29 (R1. 10. 25) | 熊本市 | 熊本学園大学 | |
| | | | 第2次 | 筆記 | R1. 11. 10 | 熊本市 | 熊本県庁 | |
| | | | | 面接 | R1. 11. 16～R1. 11. 17 (R1. 12. 6) | 熊本市 | 熊本県庁 | |

| 試験の名称 | | 公告日 | 申込受付期間 | 試験日 (合格発表日) | | | 試験地 | 試験会場 |
|---------|------|-----------|--------------------------|----------------|----|--------------------------------------|-----|----------|
| 警察官採用試験 | 警察官A | H31. 4. 8 | H31. 4. 25 ～R1. 5. 31 | 第1次 | 筆記 | R1. 7. 14 (R1. 7. 19) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | 第2次 | 適性 | R1. 8. 4 | 熊本市 | 熊本保健科学大学 |
| | | | | | 体力 | R1. 8. 4 | 熊本市 | 熊本保健科学大学 |
| | | | | | 面接 | R1. 8. 17～R1. 8. 23 (R1. 9. 3) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | 警察官B | R1. 6. 21 | R1. 8. 9 ～R1. 8. 30 | 第1次 | 筆記 | R1. 10. 20 (R1. 10. 25) | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | | | | 第2次 | 適性 | R1. 11. 10 | 熊本市 | 熊本県警察学校 |
| | | | | | 体力 | R1. 11. 10 | 熊本市 | 熊本県警察学校 |
| | | | | | 面接 | R1. 11. 23～R1. 11. 26 (R1. 12. 6) | 熊本市 | 熊本県庁 |

第3表 令和元年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

| 試験の名称 | | 受験資格 (R2.4.1現在の年齢) | 試験の方法 | | |
|--------|------------|--|---|---|----------------------------|
| | | | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 |
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 | 次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者(22～35歳) 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は令和2年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) ※「心理判定員」は、上記のほか、学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻し卒業した者(卒業見込みを含む。) | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接 |
| | 免許資格職(前期) | 「社会福祉」 次のいずれにも該当する者 1 昭和54年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 次の①又は②に該当する者 ①社会福祉士の資格取得者 ②児童自立支援専門員の資格取得者又は令和2年3月末までに取得見込みの者 「管理栄養士」 次のいずれにも該当する者 1 平成2年4月2日以降に生まれた者(29歳まで) 2 管理栄養士の免許を取得又は令和2年春季の国家試験で免許取得見込みの者 「保健師」 次のいずれにも該当する者 1 昭和54年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 保健師の免許を取得又は令和2年春季の国家試験で免許取得見込みの者 | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接 |
| | 民間企業等経験者対象 | 次のいずれにも該当する者 1 昭和35年4月2日以降に生まれた者(59歳まで) 2 民間企業等における職務経験年数が平成24年4月26日から平成31年4月25日までの間に通算4年以上ある者 | 1 教養試験 択一式 2 論文試験 | 1 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接 |
| | 高等学校卒業程度 | 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(18～21歳) (上記大学卒業程度試験の受験資格2に該当する者は除く。) | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 (技術系職種) 択一式 | 1 作文試験 2 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接(※) | |

| 試験の名称 | | 受験資格 (R2.4.1現在の年齢) | 試験の方法 | | |
|--------|-----------------|--|---|---|---|
| | | | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 |
| 職員採用試験 | 免許資格職 (後期) | <p>「学校図書館事務」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和59年4月2日以降に生まれた者(35歳まで) 2 上記のほか、司書の資格を取得又は令和2年3月末までに取得見込みの者 <p>「診療放射線技師」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成2年4月2日以降に生まれた者(29歳まで) 2 上記のほか、診療放射線技師の免許を取得又は令和2年春季の国家試験で免許取得見込みの者 <p>「看護師」 次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和54年4月2日以降に生まれた者(40歳まで) 2 上記のほか、看護師の免許を取得又は令和2年春季の国家試験で免許取得見込みの者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 2 専門試験 「学校図書館事務」 択一式 「学校図書館事務以外」 記述式 | <ol style="list-style-type: none"> 1 論文試験 2 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接(※) | |
| | 警察官採用試験 | 警察官A (男性・女性) | <p>次のいずれにも該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和62年4月2日以降に生まれた者(22歳～32歳) 2 学校教育法による大学(短期大学は除く。)を卒業又は令和2年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) | <ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 | <ol style="list-style-type: none"> 1 論文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 集団討論 イ 個別面接(※) 4 身体検査 |
| | 警察官B (男性・女性) | <p>平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(18歳～27歳) (上記警察官Aの受験資格2に該当する者は除く。)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 教養試験 択一式 | <ol style="list-style-type: none"> 1 作文試験 2 体力試験 反復横跳び、20mシャトルラン、腕立て伏せ 3 面接試験 ア 集団面接 イ 個別面接(※) 4 身体検査 | |

※面接試験の参考とするため、適性検査を実施。

第4表 令和元年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

| 種類 | 職種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 第3次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (R2.4.1現在) |
|--|-------|------------|------|-------|------|-------|------|---------------|------------|------------|--------------------|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 大 学 卒 業 程 度 | 行政 | 75人程度 | 488 | 357 | 225 | 214 | 96 | 92 | 75 | 4.8 | 58 |
| | 警察行政 | 4人程度 | 43 | 33 | 13 | 12 | 7 | 7 | 5 | 6.6 | 4 |
| | 教育行政 | 17人程度 | 97 | 76 | 47 | 45 | 25 | 25 | 17 | 4.5 | 15 |
| | 心理判定員 | 5人程度 | 28 | 19 | 9 | 9 | 8 | 8 | 5 | 3.8 | 5 |
| | 総合土木 | 17人程度 | 52 | 28 | 21 | 19 | 19 | 18 | 16 | 1.8 | 14 |
| | 建築 | 2人程度 | 5 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4.0 | 1 |
| | 電気 | 2人程度 | 8 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1.5 | 2 |
| | 化学 | 1人程度 | 8 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3.0 | 1 |
| | 農学 | 9人程度 | 53 | 37 | 27 | 27 | 14 | 13 | 9 | 4.1 | 9 |
| | 林学 | 4人程度 | 14 | 9 | 6 | 6 | 5 | 5 | 4 | 2.3 | 3 |
| | 畜産 | 4人程度 | 10 | 9 | 7 | 7 | 6 | 5 | 4 | 2.3 | 3 |
| | 水産 | 3人程度 | 15 | 13 | 9 | 9 | 5 | 5 | 3 | 4.3 | 3 |
| | 計 | 143人程度 | 821 | 591 | 368 | 352 | 189 | 182 | 142 | 4.2 | 118 |
| 免 許 資 格 職 職 (前 期) | 社会福祉 | 4人程度 | 18 | 18 | 9 | 9 | 6 | 6 | 4 | 4.5 | 4 |
| | 管理栄養士 | 1人程度 | 18 | 15 | 5 | 5 | 4 | 4 | 1 | 15.0 | 1 |
| | 保健師 | 2人程度 | 19 | 12 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 6.0 | 2 |
| | 計 | 7人程度 | 55 | 45 | 20 | 20 | 14 | 14 | 7 | 6.4 | 7 |
| 民 間 企 業 等 対 象 者 | 行政 | 5人程度 | 105 | 87 | 20 | 18 | 8 | 8 | 5 | 17.4 | 4 |
| | 計 | 5人程度 | 105 | 87 | 20 | 18 | 8 | 8 | 5 | 17.4 | 4 |

(単位：人)

| 種類 | 職種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (R2.4.1現在) |
|-----------|---------|------------|------|-------|------|---------------|-------------|------------|--------------------|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 高等学校卒業程度 | 一般事務 | 13 人程度 | 140 | 114 | 30 | 24 | 13 | 8.8 | 7 |
| | 警察事務 | 2 人程度 | 47 | 37 | 6 | 6 | 2 | 18.5 | 2 |
| | 教育事務 | 2 人程度 | 31 | 24 | 6 | 6 | 2 | 12.0 | 1 |
| | 一般土木 | 6 人程度 | 20 | 16 | 13 | 13 | 6 | 2.7 | 5 |
| | 農業土木 | 5 人程度 | 17 | 15 | 13 | 10 | 6 | 2.5 | 4 |
| | 農 業 | 5 人程度 | 12 | 11 | 7 | 7 | 5 | 2.2 | 4 |
| | 林 業 | 3 人程度 | 15 | 13 | 9 | 6 | 3 | 4.3 | 3 |
| | 水 産 | 1 人程度 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1.0 | 1 |
| | 計 | 37 人程度 | 283 | 231 | 85 | 73 | 38 | 6.1 | 27 |
| 免許資格職（後期） | 学校図書館事務 | 3 人程度 | 37 | 32 | 9 | 8 | 3 | 10.7 | 3 |
| | 診療放射線技師 | 1 人程度 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0.0 | 0 |
| | 看 護 師 | 9 人程度 | 22 | 20 | 17 | 17 | 9 | 2.2 | 9 |
| | 計 | 13 人程度 | 62 | 54 | 28 | 26 | 12 | 4.5 | 12 |

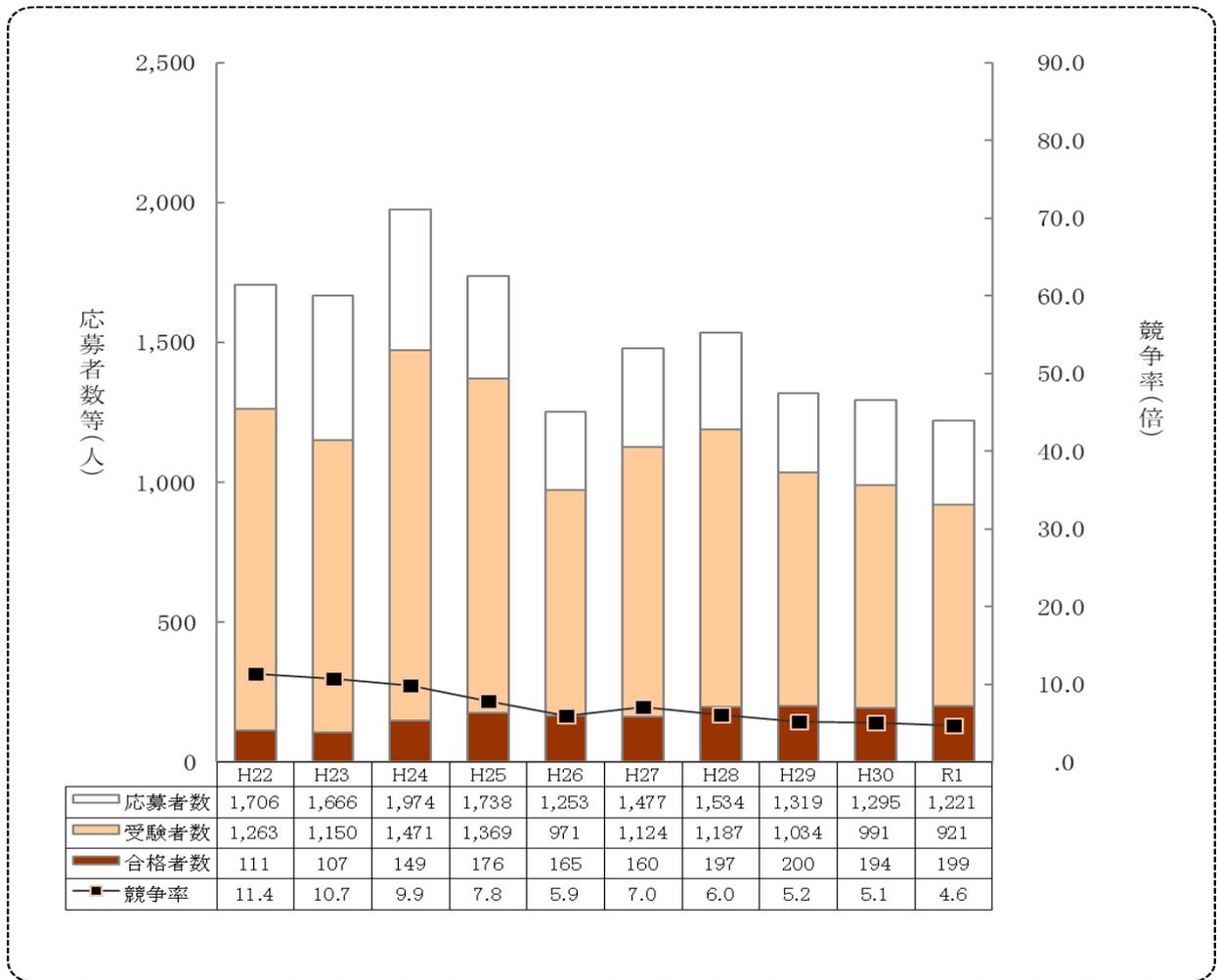
② 警察官

(単位：人)

| 区分 | 職 種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (R2.4.1現在) | |
|-----|-------|------------|--------|-------|------|---------------|-------------|------------|--------------------|----|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | | | | | |
| 警察官 | 警察官 A | 男性 | 46 人程度 | 366 | 258 | 182 | 137 | 46 | 5.6 | 38 |
| | | 女性 | 15 人程度 | 104 | 76 | 59 | 43 | 15 | 5.1 | 14 |
| | 警察官 B | 男性 | 32 人程度 | 447 | 273 | 131 | 95 | 32 | 8.5 | 24 |
| | | 女性 | 10 人程度 | 160 | 94 | 40 | 29 | 10 | 9.4 | 10 |
| 計 | | 103 人程度 | 1,077 | 701 | 412 | 304 | 103 | 6.8 | 86 | |

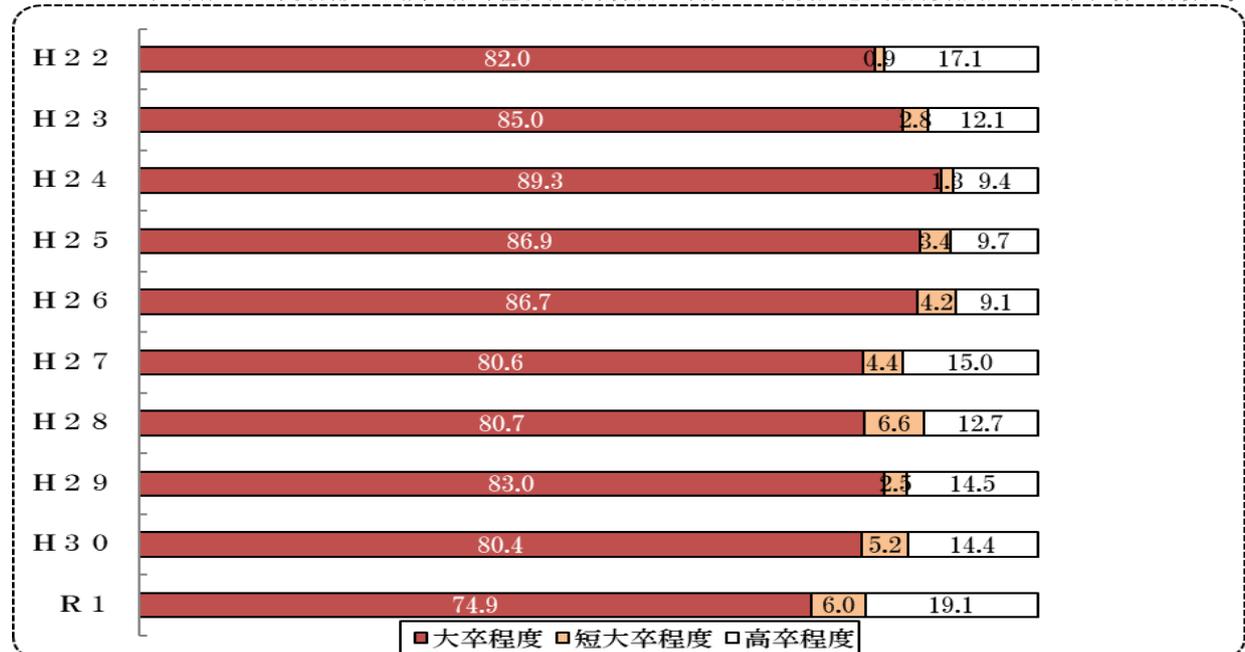
第1図 大卒、短大卒、高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



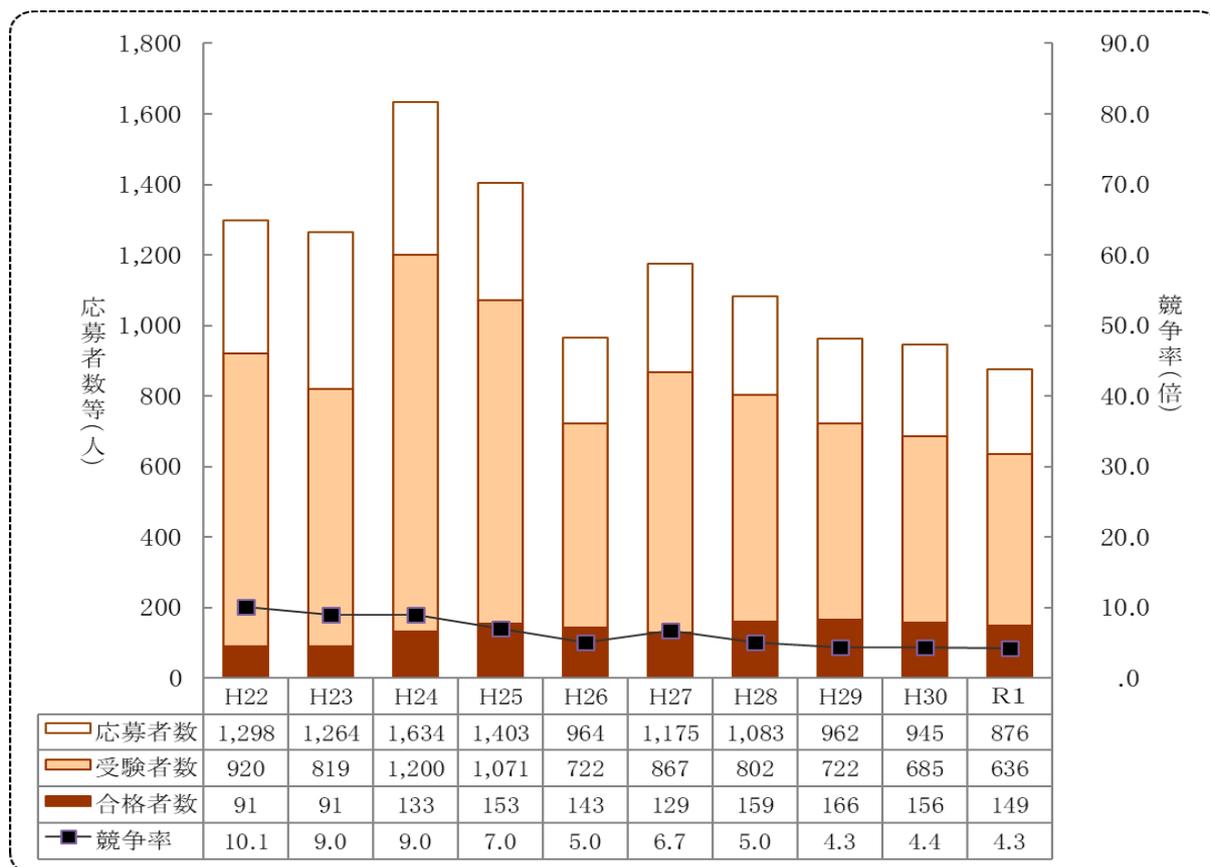
第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者の割合

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分及び平成26年度実施の免許資格職(その他)分は非算入。)



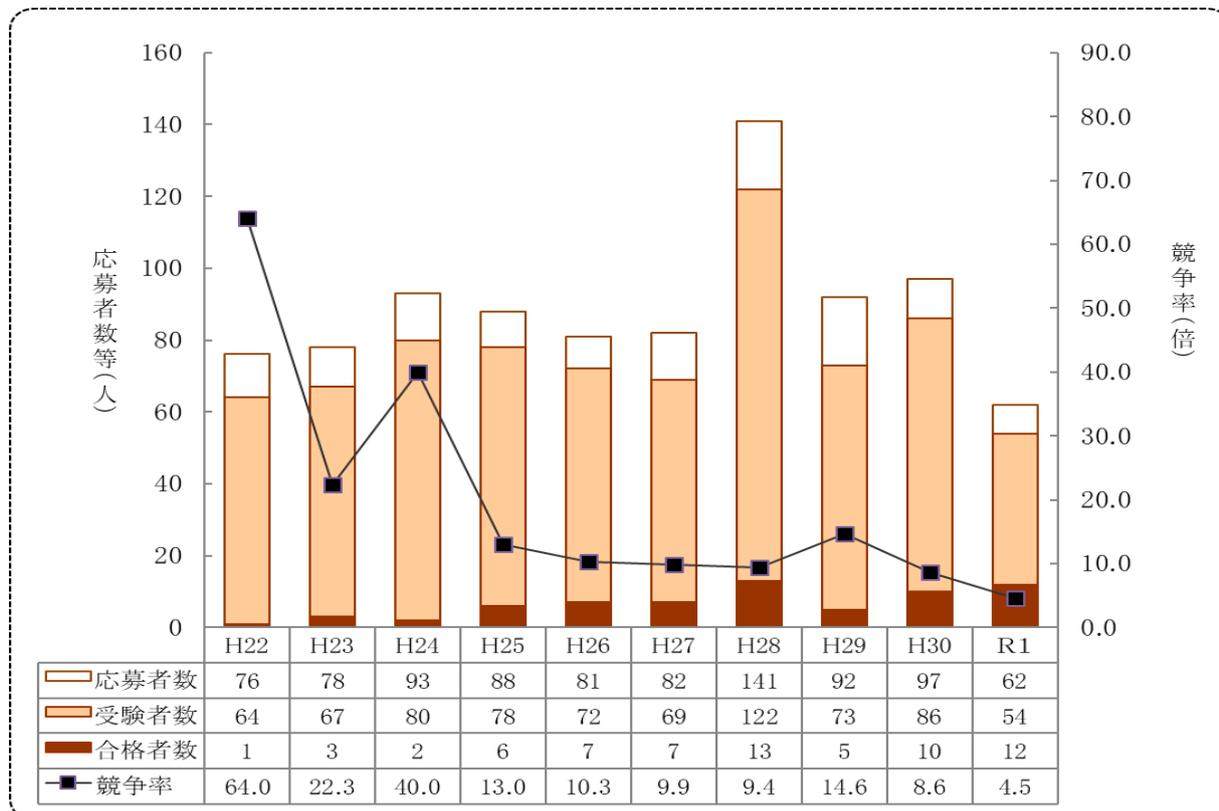
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

(※平成22年度新設の民間企業等経験者対象分は非算入。平成25年度以降は免許資格職(前期)を含む。)

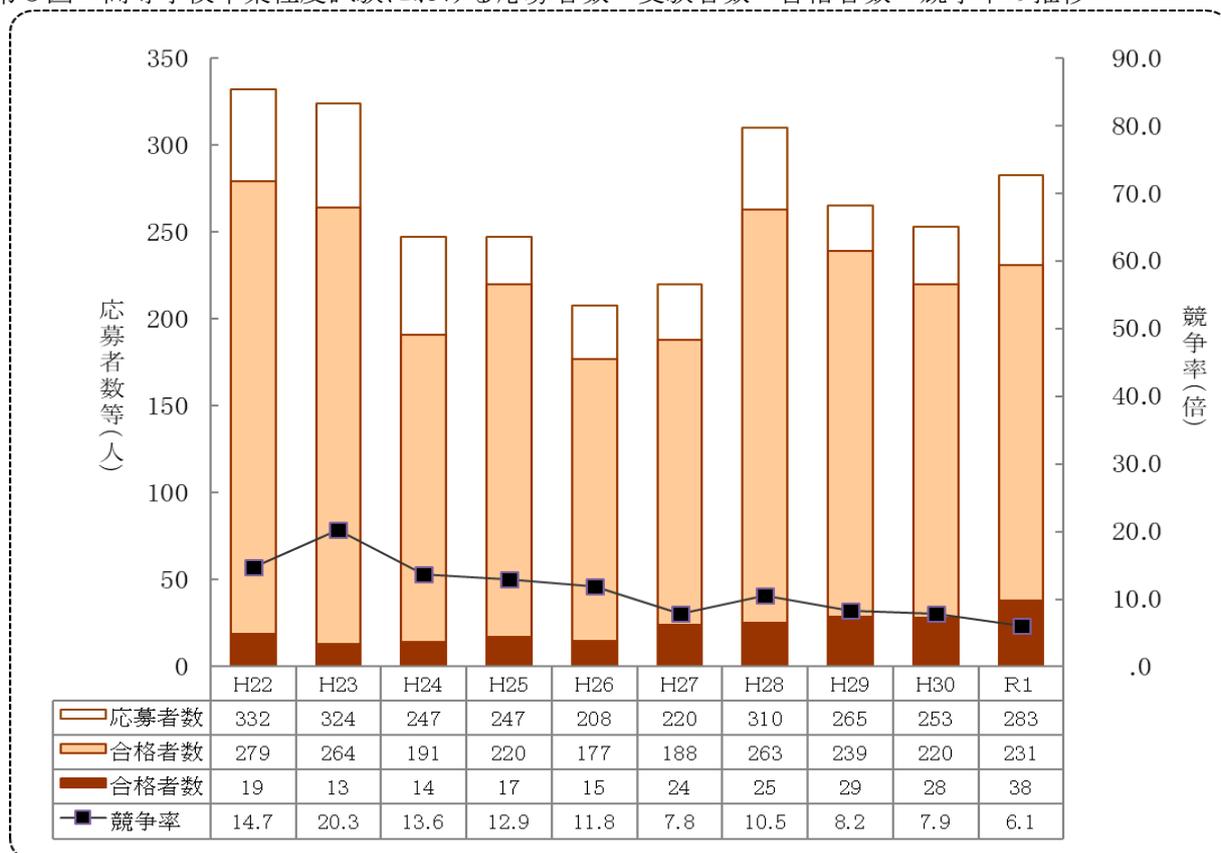


第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移

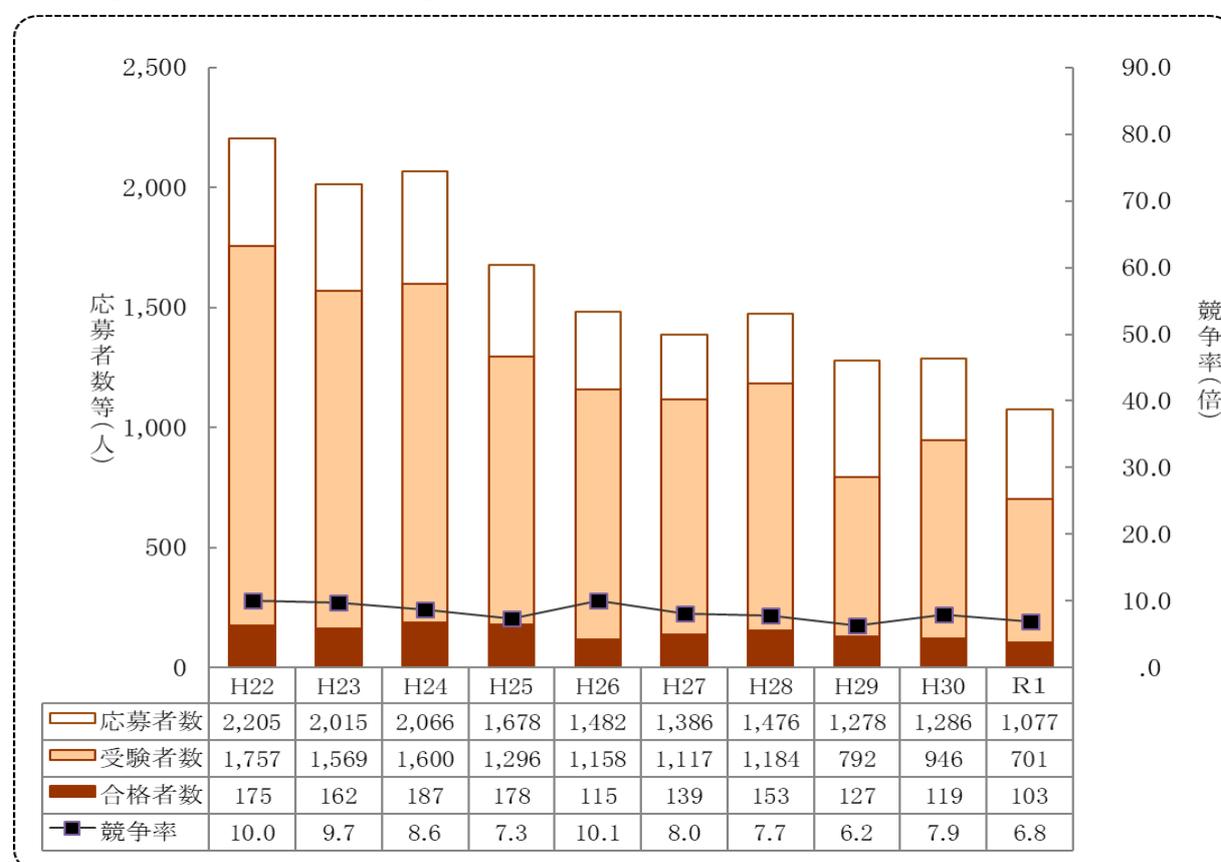
(※平成25～27年度は免許資格職(後期)を含む。平成28年度以降は免許資格職(後期)のみ。)



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

5表 令和元年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

| | | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 公営企業 管理者 (企業局・病院局) | その他 | 計 | |
|------------------|-----------------------|-------------|-------|-------|--------------------------|-----|---|----|
| 一 般 職 員 | 人 事 交 流 等 | 部 長 級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 次 長 級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 課 長 級 | 3 | 15 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| | | 課長補佐級 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | | 係 長 級 | 4 | 19 | 1 | 0 | 0 | 24 |
| | | 主任主事 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| | | 主任技師 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | | 主 事 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| | | 技 師 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 資 格 職 種 等 | 職業訓練指導員 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 航空整備士 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 学 芸 員 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | | 航 海 士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 機 関 士 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | 甲 板 員 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 機 関 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 司 厨 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 警察官A (武道指導) | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | | 研 究 員 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | 医 師 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 獣 医 師 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | | |
| 薬 剤 師 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| 理学療法士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 作業療法士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | |
| 任期付職員 | 20 | 2 | 0 | 0 | 0 | 22 | | |
| 小 計 | 73 | 58 | 3 | 0 | 0 | 134 | | |
| 警 察 官 | 警 視 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| | 警 部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 警 部 補 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 巡查部長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 巡 査 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 小 計 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | |
| 計 | 73 | 58 | 5 | 0 | 0 | 136 | | |

(2) 昇 任

令和元年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 令和元年度警察官昇任試験の実施状況 (単位：人)

| 区 分 | 受験予定者数 | 受験者数 | 最終合格者数 | 競争率(倍) | 試験日 |
|-------|--------|------|--------|--------|--|
| 警 部 補 | 629 | 565 | 64 | 8.8 | 第1次 1. 9. 19 第2次 1.10. 8 第3次 1.11.20 (口述・術科) |
| 巡査部長 | 772 | 713 | 88 | 8.1 | 第1次 1. 9. 17 第2次 1.10. 7 第3次 1.11.18 (口述・術科) |

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 令和元年度職員昇任選考の実施状況 (単位：人)

| 区分 | 職/任命権者 | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 公営企業管理者 (企業局・病院局) | その他 | 計 |
|------------------|--------|-----|-------|-------|----------------------|-----|-----|
| 一 般 職 員 | 部 長 級 | 7 | 1 | 0 | 1 | 1 | 10 |
| | 次 長 級 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 |
| | 課 長 級 | 48 | 5 | 1 | 1 | 0 | 55 |
| | 課長補佐級 | 113 | 18 | 4 | 3 | 5 | 143 |
| | 係 長 級 | 93 | 13 | 8 | 4 | 3 | 121 |
| 小 計 | | 279 | 37 | 13 | 9 | 9 | 347 |
| 警察官 | 警 視 | 0 | 0 | 31 | 0 | 0 | 31 |
| 合 計 | | 279 | 37 | 44 | 9 | 9 | 378 |

(3) 障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、平成9年度から、身体障がい者を対象とする採用選考試験を実施しています。また、平成30年10月に策定された「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえ、令和元年度から、知的障がい者や精神障がい者にも対象を広げ、障がい者を対象とする採用選考試験として実施しています。

ア 令和元年度選考試験日程及び受験資格

| 受付期間 (公告日) | 試験日 (合格発表日) | | 試験地 (試験会場) | 試験の方法 |
|-------------------------------|----------------|----------------------------------|---------------|-------------------------------|
| R1. 8. 9～8. 30 (R1. 6. 21) | 第1次試験 | R1. 10. 27 (R1. 11. 14) | 熊本市 (熊本県庁) | 1 教養試験 択一式 |
| | 第2次試験 | R1. 11. 30～12. 4 (R1. 12. 11) | 熊本市 (熊本県庁) | 1 作文試験(※) 2 面接試験 ア 個別面接 |

受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者就業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳

※作文試験は、第1次試験と同日に実施

イ 令和元年度選考試験の実施状況

| 職種 | 採用 予定人員 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 採用者数 (R2. 4. 1現在) |
|------|------------|------|-------|------|-------|------|----------------------|
| | | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | |
| 一般事務 | 5人程度 | 91 | 76 | 42 | 40 | 5 | 5 |
| 教育事務 | 7人程度 | | | | 34 | 7 | 5 |

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

| | 採用予定人員 | 応募者数 | 受験者数 | 合格者数 | 競争率(倍) |
|--------|--------|------|------|------|--------|
| 平成22年度 | 2 | 14 | 12 | 2 | 6.0 |
| 平成23年度 | 2 | 17 | 17 | 2 | 8.5 |
| 平成24年度 | 4 | 26 | 22 | 4 | 5.5 |
| 平成25年度 | 2 | 23 | 18 | 2 | 9.0 |
| 平成26年度 | 2 | 29 | 24 | 1 | 24.0 |
| 平成27年度 | 3 | 22 | 19 | 3 | 6.3 |
| 平成28年度 | 4 | 16 | 13 | 4 | 3.3 |
| 平成29年度 | 3 | 7 | 6 | 3 | 2.0 |
| 平成30年度 | 17 | 27 | 24 | 11 | 2.2 |
| 令和元年度 | 12 | 91 | 76 | 12 | 6.3 |

※平成30年度までは、「身体障がい者」を対象とした選考試験の結果

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成31年職員給与実態調査

平成31年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成31年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成31年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

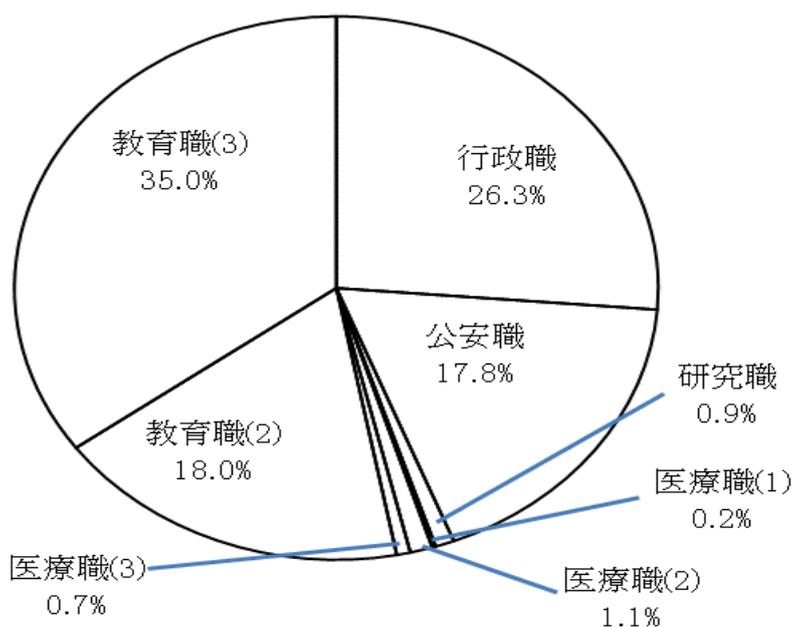
(ア) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

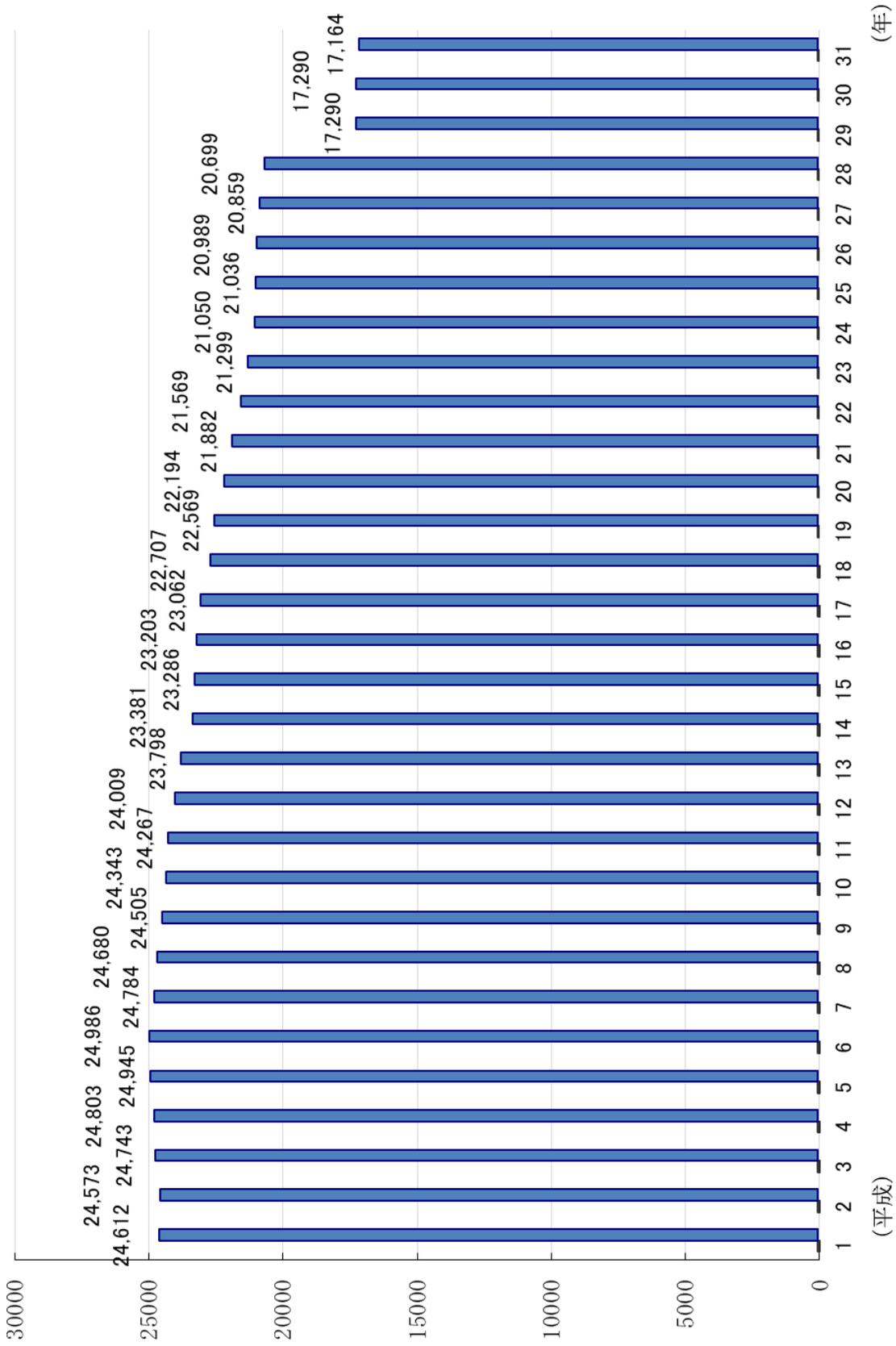
| 給料表 | 行政職 | 公安職 | 研究職 | 医療職(1) | 医療職(2) | 医療職(3) |
|----------|---------|-------|----------------------------|------------|--------------------|-------------|
| 適用を受ける職員 | 事務・技術職員 | 警察官 | 研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員 | 医師 歯科医師 | 薬剤師 獣医師 栄養士等 | 保健師 看護師等 |
| 職員数 | 4,508 | 3,054 | 163 | 31 | 192 | 118 |
| 平均年齢 | 42.8 | 37.8 | 39.10 | 48.7 | 41.0 | 41.0 |

| 教育職(2) | 教育職(3) | 計 |
|-----------|-----------|--------|
| 高等学校等教育職員 | 小・中学校教育職員 | |
| 3,090 | 6,008 | 17,164 |
| 44.7 | 45.3 | 43.0 |

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員の推移 (全職員)



※平成 29 年度からは、義務教育費国庫負担金に係る事務権限の熊本市への移譲に伴い、熊本市立小中学校及び特別支援学校(小中学部)の教職員については県費負担教職員ではなくなった。

(工) 給料表別平均給与月額

(エ) 給料表別平均給与月額

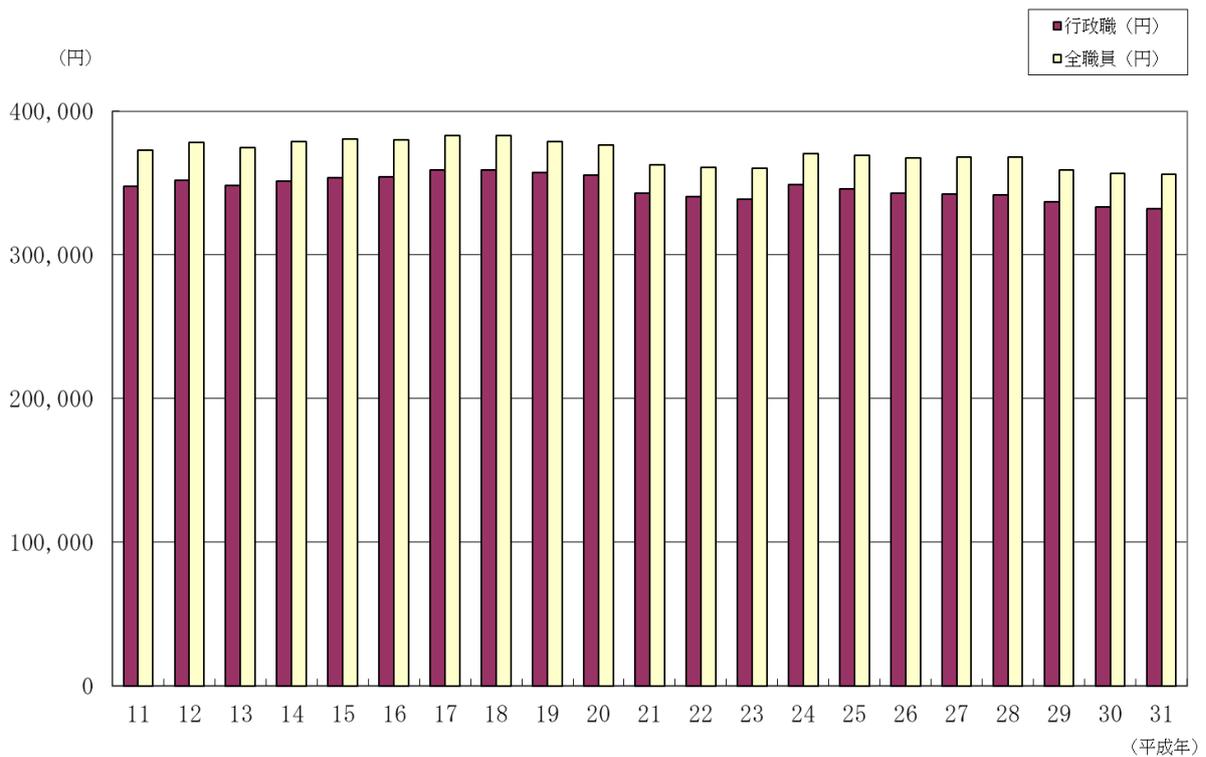
| 項目 | 平均給与月額 | | | | | | 比較対象 外 手当 (B) | 合計 (A) + (B) | 前年4月の平 均給与月額 [(A)に相 当するもの] (C) | 対前年増減 額 (A) - (C) | $\frac{(A) \times 100}{(C)}$ |
|--------|---------|--------|--------|-------|---------|---------|------------------------|--------------------|--|----------------------------|------------------------------|
| | 給料の月額 | 扶養手当 | 管理職手当 | 住居手当 | その他の手当 | 計 (A) | | | | | |
| 行政職 | 331,924 | 10,793 | 7,947 | 6,888 | 1,124 | 358,676 | 53,673 | 412,349 | 359,956 | △ 1,280 | 99.6 |
| 公安職 | 316,033 | 14,471 | 3,101 | 3,136 | 2,593 | 339,334 | 78,379 | 417,713 | 337,899 | 1,435 | 100.4 |
| 研究職 | 352,553 | 12,181 | 0 | 9,996 | 1,240 | 375,970 | 34,074 | 410,044 | 382,929 | △ 6,959 | 98.2 |
| 医療職(1) | 505,016 | 11,339 | 44,971 | 9,371 | 386,651 | 957,348 | 47,240 | 1,004,588 | 968,264 | △ 10,916 | 98.9 |
| 医療職(2) | 329,434 | 9,620 | 4,643 | 7,630 | 8,584 | 359,911 | 33,842 | 393,753 | 359,459 | 452 | 100.1 |
| 医療職(3) | 329,001 | 5,432 | 1,446 | 6,154 | 254 | 342,287 | 54,404 | 396,691 | 345,677 | △ 3,390 | 99.0 |
| 教育職(2) | 387,685 | 12,500 | 3,301 | 8,507 | 711 | 412,704 | 26,253 | 438,957 | 408,395 | 4,309 | 101.1 |
| 教育職(3) | 378,995 | 9,602 | 6,276 | 6,201 | 1,668 | 402,742 | 18,813 | 421,555 | 404,703 | △ 1,961 | 99.5 |
| 計 | 356,072 | 11,302 | 5,573 | 6,308 | 2,276 | 381,531 | 40,516 | 422,047 | 381,695 | △ 164 | 100.0 |

- (注) 1 給料の月額には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。
2 「その他の手当」には、地域手当(県外勤務者に支給されるものを除く。)、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当(「準ずる手当」を含みます。)
及びへき地手当(「準ずる手当」を含みます。の合計額を計上していません。
3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当(県外勤務者に支給されるものに限る。)、通勤手当、単身赴任手当(加算額)、
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当
及び特殊勤務手当の合計額を計上していません。

(オ) 給料の月額（本俸）の平均額の推移

| 年 | 行政職（円） | 全職員（円） |
|-----|---------|---------|
| 1 1 | 347,919 | 372,739 |
| 1 2 | 352,162 | 377,992 |
| 1 3 | 348,546 | 374,641 |
| 1 4 | 351,083 | 378,593 |
| 1 5 | 353,798 | 380,654 |
| 1 6 | 354,466 | 380,156 |
| 1 7 | 358,832 | 382,927 |
| 1 8 | 359,048 | 382,835 |
| 1 9 | 357,125 | 378,633 |
| 2 0 | 355,343 | 376,433 |
| 2 1 | 342,736 | 362,993 |
| 2 2 | 340,413 | 361,130 |
| 2 3 | 338,783 | 360,168 |
| 2 4 | 348,693 | 370,699 |
| 2 5 | 345,819 | 369,060 |
| 2 6 | 342,878 | 367,258 |
| 2 7 | 342,424 | 368,078 |
| 2 8 | 341,884 | 368,113 |
| 2 9 | 336,754 | 359,272 |
| 3 0 | 333,416 | 356,885 |
| 3 1 | 331,924 | 356,072 |

(注) 「給料の月額」に含むものは、前ページ（エ）の（注）の1と同じです。



(2) 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査

2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上かつ事業所規模 50人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 713 事業所（うち実地調査：221 事業所）

イ 調査項目

2019年（平成31年）4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況（事業所割合）

（単位：％）

| | ベースアップ実施 | ベースアップ中止 | ベースダウン | ベース慣行なし |
|--------|----------|----------|--------|---------|
| 一般の従業員 | 25.6 | 11.2 | 0.0 | 63.2 |
| 課長級 | 21.4 | 13.1 | 0.0 | 65.5 |

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計（ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所は除外して集計）

その2 定期昇給の実施状況（事業所割合）

（単位：％）

| | 定期昇給制度あり | | | | | 定期昇給 中 止 | 定期昇給 制度なし |
|--------|----------|------|------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 定期昇給実施 | | | 定期昇給 中 止 | 定期昇給 制度なし | | |
| | 増額 | 減額 | 変化なし | | | | |
| 一般の従業員 | 92.3 | 90.9 | 12.4 | 10.6 | 67.9 | 1.4 | 7.7 |
| 課長級 | 87.2 | 85.8 | 11.3 | 10.6 | 63.9 | 1.4 | 12.8 |

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計

(イ) 民間における初任給の状況（事務・技術関係職種）

（単位：円）

| 職 種 | 学 歴 | 企業規模計 | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 50人以上 100人未満 |
|----------------|-----|---------|---------|------------------|-----------------|
| | | | | | |
| 新卒事務員 | 大学卒 | 187,221 | 197,325 | 178,940 | 186,556 |
| | 短大卒 | 164,989 | 166,284 | 164,577 | - |
| | 高校卒 | 150,245 | 153,140 | 148,155 | 151,633 |
| 新卒技術者 | 大学卒 | 197,123 | 207,276 | 190,163 | X |
| | 短大卒 | 179,326 | 189,512 | 174,864 | - |
| | 高校卒 | 159,511 | 159,690 | 156,703 | X |
| 新卒事務員 ・技術者計 | 大学卒 | 189,613 | 199,825 | 181,651 | 187,299 |
| | 短大卒 | 171,690 | 178,486 | 169,164 | - |
| | 高校卒 | 153,007 | 155,874 | 149,936 | 155,923 |

（注）採用のある事業所の平均。また、「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

| 扶養家族の構成 | 支給月額 |
|---------|----------|
| 配偶者 | 12,809 円 |
| 配偶者と子1人 | 18,086 円 |
| 配偶者と子2人 | 23,270 円 |

（注）支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

| | | | |
|---------------|-------------------|-----------------|---------------|
| 家族手当制度 がある | 配偶者に家族手当 を支給する | 子に家族手当を 支給する | 家族手当制度が ない |
| 80.3% | (86.8%) | (97.4%) | 19.7% |

(注) () 内は、家族手当がある事業所を 100 とした割合です。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況

| 支給の有無 | 事業所割合 |
|----------------------------------|------------------------|
| 支給する | 48.4% |
| 支給しない | 51.6% |
| 借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位階層 | 28,000円以上 29,000円未満 |

備 考 本県の場合、住宅手当の現行の最高支給限度額は、28,000円です。(令和2年4月～)

(オ) 民間における特別給の支給状況

| 項 目 | 金 額 等 | |
|-----------|-------------------|----------|
| 平均所定内給与月額 | 下 半 期 (A 1) | 342,022円 |
| | 上 半 期 (A 2) | 344,879円 |
| 特別給の支給額 | 下 半 期 (B 1) | 707,200円 |
| | 上 半 期 (B 2) | 844,383円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期 (B 1 / A 1) | 2.07月分 |
| | 上半期 (B 2 / A 2) | 2.45月分 |
| | 年 間 計 | 4.52月分 |

(注) 「下半期」とは平成30年8月から平成31年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(3) 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、令和元年10月10日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 令和元年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適応の原則）。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成31年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況等（略：2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較対象とする給与、民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス比較）を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与 362,676 円は民間給与 363,082 円を 406 円（0.11%）下回っています。

別表第3 公民給与の較差

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 較 差 | |
|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|
| | | (A) - (B) | $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$ |
| 363,082 円 | 362,676 円 | 406 円 | 0.11% |

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています（参考1～3を参照）。

3 公民比較対象職員（新規学卒者を除く行政職給料表適用職員）の平均年齢は、43歳2月です。

(参考1) 公民給与の比較における行政職給料表適用職員の平均給与月額

| | 給料の月額 | 扶養手当 | 管理職手当 | 住居手当 | その他 | 合計 |
|----------------------|------------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|
| 平成31年4月 (平成30年4月) | 335,350円 (337,491円) | 11,038円 (11,038円) | 8,128円 (8,204円) | 7,013円 (6,774円) | 1,147円 (1,198円) | 362,676円 (364,705円) |

(注) 1 給料の月額には、給料の調整額及び平成28年の給料表切替えに伴う差額(経過措置額)を含みます。
2 その他は、地域手当(県外勤務者に支給されるものを除く。)、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特
地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額です。

(参考2) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

| 行政職 給料表 の職務の級 | 本県行政職 の職員 (本庁) | 民間企業 | | |
|---------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|-------------------------|
| | | 企業規模500人以上 の事業所 | 企業規模100人以上 500人未満の事業所 | 企業規模50人以上 100人未満の事業所 |
| 9級 | 部長 | 支店長、工場長、 部長、部次長 | | |
| 8級 | 局長 | 課長 | 支店長、工場長、 部長、部次長 | 支店長、工場長、 部長、部次長 |
| 7級 | 課長 | | | |
| 6級 | 課長補佐 | 課長代理 | 課長 | 課長 |
| 5級 | | | | |
| 4級 | 係長 | 係長 | 課長代理 | 課長代理 |
| 3級 | | | | |
| 2級 | 係員 | 主任 | 主任 | 主任 |
| 1級 | | | | |
| | | 主任 | | |
| | | 係員 | 係員 | 係員 |

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任は、係長に含めていま
す。

(参考3) 公民給与の比較における給与種目

| 民間給与 | 職員給与 |
|---|--|
| きまって支給する給与(注1) から時間外手当(注2)及び通 勤手当を除いたもの | 給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域 手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特 地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手 当に準ずる手当 |

(注) 1 きまって支給する給与とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称の如何を問
わず月毎に支給される全ての給与をいいます。
2 時間外手当とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払わ
れる手当をいいます。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給の過去1年間の支給実績を精
確に把握し、これに職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に
勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民
間事業所で支払われた特別給は、別表第4に示すとおり、所定内給与月額4.52月分に相
当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数4.45月を0.07月上回していま
す。

別表第4 民間における特別給の支給状況

| 項 目 | 金 額 等 | |
|-----------|--------------|----------|
| 平均所定内給与月額 | 下 半 期 (A1) | 342,022円 |
| | 上 半 期 (A2) | 344,879円 |
| 特別給の支給額 | 下 半 期 (B1) | 707,200円 |
| | 上 半 期 (B2) | 844,383円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期(B1)/(A1) | 2.07月分 |
| | 上半期(B2)/(A2) | 2.45月分 |
| | 年 間 計 | 4.52月分 |

(注) 下半期とは平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から令和元年 7 月までの期間をいいます。

(備考) 職員の現行の年間支給月数は、4.45 月です。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年 4 月の熊本市における 1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 112,782 円、128,814 円、170,492 円及び 211,896 円となっています。

また、総務省の調査による本年 4 月の熊本市における消費者物価指数は、昨年 4 月に比べて 0.8%増加しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較

職員の給与制度は、国家公務員に準じていますが、給与構造改革が実施された平成 18 年度以降、給料の月額（国は俸給の月額）に諸手当を加えた平均給与月額は、職員の平均年齢の低下等により年々減少しています。これに対し、国家公務員の平均給与月額は、平成 29 年度を除き年々増加しています。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第 5 のとおり、諸手当を加えた本年 4 月の平均給与月額では、職員が国家公務員を 48,447 円下回っています。

一方、手当を含まない給料の月額（俸給の月額）のみの平均では、職員が国家公務員を 5,917 円上回っています（昨年 4 月現在における国家公務員の俸給の水準を 100 とした場合の職員の給料の水準を示すラスパイレス指数は 100.2）。

(2) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年 8 月 7 日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。

ア 本年の給与改定

月例給については、本年 4 月分の国家公務員給与が民間給与を 387 円 (0.09%) 下回り、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度に係る初任給について 1,500 円、高卒者に係る初任給について 2,000 円それぞれ引き上げることとし、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸について俸給表の水準を引き上げています。

特別給についても、民間の支給割合 4.51 月に見合うよう、支給月数を 0.05 月分引き上げ、引上げ分を勤勉手当に配分することとしました。

また、住居手当について、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を 1,000 円引き上げています。なお、これに伴い、手当額が 2,000 円を超える減額となる職員については、1 年間、所要の経過措置を講ずることとしています。

イ 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進するとともに、民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討を行っていくと報告しています。

6 本年の給与の改定

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3 で述べたとおり、本年 4 月分の職員給与が民間給与を 406 円 (0.11%) 下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の特別給の支給割合を 0.07 月分下回っています。

一方、人事院は、5 (2) に記載したとおり、本年 4 月分の給与の官民較差や民間の初任給との差を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとしました。また、特別給についても民間の支給割合に見合うよう支給月数を引き上げ、その引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとしました。加えて、公務員宿舍使用料の上昇等を踏まえ、住居手当の見直しを行うこととしました。

本委員会においても、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職種別民間給与実態調査や人事院勧告の内容等を総合的に勘案して検討した結果、本年は、給料表、住居手当並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行う必要があると判断しました。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

本年の行政職給料表については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じ、高校卒業程度の初任給について 1,900 円、大学卒業程度の初任給について 1,500 円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給について所要の改定を行うこととします。

併せて、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うこととします。

なお、給料表の改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとします。

イ 住居手当

住居手当について、人事院勧告に準じ、所要の改定を行うこととします。

ただし、本県における手当受給者への影響を踏まえ、所要の経過措置を講ずることが適当です。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.50 月分とすることとします。支給月数の引上げ分は、国の配分状況及び民間における支給状況を参考とし、勤勉手当に配分することとし、本年度については、12 月期の勤勉手当を引き上げ、令和 2 年度以降は 6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとします。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

Ⅲ 職員の人事給与等に関する今後の課題

1 人事給与制度

(1) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める「能力及び実績に応じた処遇の徹底」という基本理念に基づき、人事評価の適切な実施とその結果を任免や給与等に反映する取組が進められてきました。

本県でも、各任命権者において人事評価制度を導入するとともに、同評価の昇給及び勤勉手当への反映についても、本年度中に全ての職員に対して実施されることとなっています。同評価を職員の業務遂行意欲の向上にさらにつなげるためにも、客観性、納得性をより一層高めていくことが求められます。

また、等級別基準職務表では、級により職務の複雑、困難及び責任の度の相違が明確であることが求められています。地方公務員法に規定されている職務給の原則に基づき、その格付けが適当であるか、また国や他県との均衡が保たれているかといった観点から、格付けの見直しについて検討を行う必要があると考えます。

これらの制度は、職員の人事給与制度に大きく影響を及ぼすものであることから、今後とも、職員からの信頼を得られるよう、適切な運用に努めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保及び育成

人口減少・高齢化が進む中、本県には、熊本地震からの復旧・復興をはじめとする多くの課題があります。採用試験を所管する本委員会に対して、各任命権者からは、多岐にわたる行政課題や行政需要に的確に対応することができる多様で有為な人材の確保を要請されているところです。しかしながら、近年の職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少、景気動向の影響などから人材獲得競争が激しくなっており、受験者数の確保は年々厳しくなっています。

これらの状況を踏まえ、本委員会においては、より多くの受験者を確保するため、積極的な募集広報活動を実施するとともに、各任命権者と協議を重ねながら、多様で有為な人材を確保するための試験制度の改善に取り組んでいます。

令和元年度採用試験においては、SNSを活用した新たな広報媒体として「熊本県職員採用」LINE@を開設し、広報活動のさらなる充実と努めるとともに、受験者の負担軽減のため、高校卒業程度の第1次試験から適性試験を廃止するなどの試験制度の改善を行いました。また、障がい者採用選考試験では、従来の身体障がい者に加え、知的障がい者及び精神障がい者も対象として実施します。

令和元年度大学卒業程度の採用試験においては、応募倍率が前年度からわずかに減少し、一部の技術系職種については、採用予定者数を確保できない結果となりました。

今後も、採用予定者数の確保はもとより、多様で有為な人材の確保を図るため、本委員会は、より効果的な広報活動と試験制度の改善について、各任命権者とともに検討していきます。

また、人材の育成については、これまでも、各任命権者において様々な取組がなされていますが、今後新たに生じる行政課題等に的確に対応するためには、新規に採用した職員を含め、何よりも全職員の能力を最大限に活用していくことが重要です。そのため、各任命権者においては、人材育成に係る基本方針に基づき、職員の意識改革や能力向上を図るとともに人事評価制度を適切に運用するなど、長期的な視点で充実した人材育成に努めることがますます強く求められるところです。

(3) 女性職員の登用

本県では、「熊本県特定事業主行動計画」（第3期計画）や「熊本県女性の活躍推進計画」に基づき、男女を問わず全ての職員が働く意欲を持ち続けられる職場づくりの実現を目指しています。

各任命権者において、女性の能力活用のため、課長・班長職などへの登用や多様な職務機会の付与を積極的に進めてきた結果、係長級以上の役付職員に占める女性職員の割

合は年々着実に上昇しています。

今後とも、前述の計画に基づき、性別にかかわらず職員それぞれの能力を最大限に活かす人員配置やキャリア形成の支援、仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務体制の推進、職員の意識改革等に努めながら、女性職員の育成や登用を進めていく必要があります。

(4) 定年の引上げ

人事院は、少子高齢化が急速に進行する中、複雑・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であるとして、昨年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行いました。また、本年の報告においても、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう改めて要請しており、政府において、引き続き検討が行われているところです。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする」とされていることから、国の動向を注視しつつ、本県における人事管理の在り方等について検討を行っていく必要があります。

2 働き方改革と勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくためには、全庁的に職員の「働き方改革」を進め、健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう勤務環境の整備を行うことが重要です。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

平成28年度は、熊本地震からの復旧・復興業務等により、職員の時間外勤務が全庁的に増加しましたが、業務の削減・見直しの徹底等により、ここ2年は、ほぼ熊本地震前の状況まで減少しました。

しかし、過労死ラインである月80時間を超える時間外勤務を行っている職員は依然として一定数存在しています。

そのような中、働き方改革関連法及びこれを踏まえた人事院規則改正を受け、本委員会においても、時間外勤務命令の上限を原則月45時間・年360時間とする人事委員会規則の改正を行い、本年4月から施行しました。

一方、任命権者においては、パソコンの稼働時間管理やタイムカードシステムの導入により客観的な総実勤務時間の把握に努めつつ、各所属においても業務見直し等が進められています。

これらの取組を評価するためには、相応の期間のデータ収集と分析が必要ですが、管理監督者や職員の時間外勤務に対する意識は変化しつつあります。

各任命権者においては、管理監督者への研修・指導を通じて、さらなる職員の意識改革を図る必要があります。加えて、繁忙な部署への弾力的な人員配置やICT導入による業務効率化など、時間外勤務の縮減の取組を一層進める必要があります。

管理監督者においては、勤務時間の適正な管理を継続し、業務の効率化・平準化に徹底して取り組む必要があります。

そのためには、所管する事務事業について管理監督者と職員が日頃から意見交換を図り、業務の取舍選択や優先順位の明確化等を図ることが重要です。併せて、特例勤務・時差出勤制度の利用等、職員の働き方の見直しにつながる取組を進めていくことは、時間外勤務の縮減だけではなく、良好な勤務環境づくりの促進にもつながるものと思われまます。

本委員会としても、時間外勤務命令の上限規制の遵守状況や任命権者における運用状況を把握し、必要に応じて指導する等労働基準監督機関としての役割をより充実・強化させていきます。

イ 教職員の勤務時間

教育委員会においては、業務の適切な配分、定時退勤の推進、部活動休養日や学校閉庁日の設定、事務改善及び会議の簡素化・効率化などに取り組まれています。それでもなお、長時間勤務を行う教職員が多い現状があります。

学校現場における総実勤務時間の縮減には、これまで学校が担ってきた業務を根本から見直すことに加え、教職員一人ひとりの意識改革が重要です。

特に管理監督者は、タイムカード等により勤務時間を正確に把握し、業務量の適正管理及び健康管理に万全を期す必要があります。

現在、教育委員会においては、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年文部科学省策定）」を参考に、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」（以下、「方針」という。）の策定に向け準備が進められていますが、この方針は、真に教職員の負担軽減につながるよう実効性のあるものにしていく必要があります。

県の方針をできるだけ早期に策定することが肝要であり、そのことが各市町村教育委員会での策定を促すこととなります。また、方針に基づく具体的な取組を示すことにより、保護者や関係団体等の理解・協力を得ることにもつながるものと思われます。

本委員会としても、学校を直接訪問して実情を把握する公署調査を引き続き実施し、必要に応じて指導・助言を行うなど労働基準監督機関としての役割を充実・強化させていただきます。

ウ 年次有給休暇の取得

昨年、民間企業においては、働き方改革関連法により、年次有給休暇の日数のうち年5日については、時季を指定して与えることが義務付けられ、国家公務員においても、人事院報告で、5日以上確実に取得できるよう配慮することと言及されました。

本県における職員の年次有給休暇の取得状況は、全体としては増加傾向にあります。が、全く取得していない職員も存在しています。

年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要であるため、本県においても、職員がより一層年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めなければなりません。

各任命権者においては、年次有給休暇の計画的取得を推奨し、併せて職員への意識啓発を積極的に行うとともに、管理監督者においては、職員一人ひとりに対する適切な業務マネジメントや年次有給休暇の率先取得等を行うことが求められます。

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を充分発揮するためには、心身ともに健康であることが大前提です。

各任命権者においては、各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導、ストレスチェック・各種研修の実施、相談体制の整備等により職員の心身両面における健康管理に積極的に取り組まれています。

からだの健康管理の面では、定期健康診断の受診率がほぼ100%となるなど着実に取組の成果が表れています。しかし、健康診断の結果、「正常」は職員の2割程度に留まり、「有所見」の内容は生活習慣に起因するものが多くなっています。

一方、心の健康管理の面では、全休職者の約8割が心の疾病によるものであり、休職者数も増加していることから、きめ細かな対応が望まれます。また、熊本地震によるうつ傾向及びPTSD傾向の該当者は減少しているものの、今後も、疲労の蓄積や仕事の質の変化による心身の健康への影響を注視していく必要があります。

各任命権者においては、これらの健康障害の一因となる時間外勤務を縮減するとともに、心身の病気の予防、早期対応に努めることが望まれます。

管理監督者においては、日頃からの職員とのコミュニケーションを通じて、職員の健康状態を把握するよう努め、必要に応じて相談サポートを受けながら早期に問題解決に当たることが求められます。

職員においては、健康診断の結果を自らの生活習慣を見直す機会と捉え、また、ストレスチェックの結果等から、自らのストレス傾向を把握するなど、一人ひとりのセルフ

ケアが極めて重要です。そのうえで、不調をきたした場合は、できるだけ速やかな医療・健康相談機関の受診のほか、上司、同僚、家族の協力も得ながら対処することが求められます。

休職者の円滑な職場復帰に向けては、職場復帰支援手引等に基づき、管理監督者が中心となって業務内容、勤務環境等に配慮されており、また、復職支援休暇の活用等も行われています。今後とも、職場復帰後の状況把握、定期相談の実施、業務遂行能力の回復の支援など、継続的かつ丁寧なフォローアップに努める必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進及びハラスメントの防止

ア 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる職場づくりを含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠です。

本県においては、育児休業や介護休暇制度など、育児や介護と仕事との両立支援の制度を整備してきたところです。

育児に関しては、熊本県特定事業主行動計画で定めた目標に向けた取組が進められているところです。同計画を推進していく上では、女性の活躍推進への取組のほか、男性職員においても育児休業や育児参加のための休暇などの両立支援制度をより積極的に活用できるよう、更なる周知・啓発を行い、性別にかかわらず育児に参加しやすい職場づくりを引き続き進めることが重要です。

とりわけ、本県は、男性職員の育児休業取得率が低い状況にあります。取得を促進するためには、取得への不安や抵抗感を軽減する取組を進める必要があります。

また、団塊世代が70歳台に達し、本県では県民の約3割が65歳以上の高齢者という状況にあることから、今後、介護をしながら仕事をする職員が増えることが想定されます。職員が介護と仕事を両立できる勤務環境を整備していくことは、介護離職を防ぐためにも、より一層重要になってきます。

各任命権者においては、今後も、各種制度の周知徹底を図るとともに、それぞれの制度を活用しやすい職場づくりに向けて、管理監督者等の意識改革などに引き続き取り組む必要があります。

イ ハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等は、職員の心身に支障を及ぼし、職場環境を悪化させるだけでなく、職務能率や職場秩序に影響を与える点からも看過できない問題です。

現在、各任命権者においては、内部相談員及び外部相談員、相談専用メール窓口の設置や研修の実施、要綱等の整備などにより、あらゆるハラスメントの防止・解決に努めているところです。

しかし、本県ではハラスメントに関する相談員への相談件数及び本委員会への苦情相談件数が、近年増加傾向にあります。

そのような中、本年5月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号）が成立し、公務部門においても、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが求められることになりました。

今後は改正法の趣旨を十分踏まえ、管理監督者を対象とした研修の徹底や相談体制の周知、相談しやすい環境づくりにより一層取り組み、ハラスメントのない良好な職場環境の確保に努めなければなりません。

(4) 柔軟で多様な働き方に関する検討

人口構造が急激に変化する中で、職員の働く意欲に応え、それぞれがその能力を遺憾なく発揮するためには、柔軟で多様な働き方ができる環境を実現することは重要な課題です。

国は、平成28年4月から、フレックスタイム制の適用を原則として全職員に拡充する

とともに、テレワークの環境整備など柔軟で多様な働き方を推進しています。

本県では、各任命権者において、公務能率の向上を図るための特例勤務制度の試行継続や職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するための時差出勤の本格実施など、勤務時間帯の弾力化が図られています。

今後とも、本県の現状や職員のニーズを踏まえ、各種制度のより柔軟な運用について、引き続き検討を行っていくことが望まれます。

勤務環境については、任命権者において、サテライトオフィスの設置、オンライン会議システムの導入、リモートアクセスの構築等が進められており、定型業務を自動処理するRPAの導入に向けた検討も始まっているところです。これらの取組は、業務効率化及び長時間勤務是正への効果が期待されるため、制度の周知により、積極的な活用を図っていく必要があります。また、職員のニーズを踏まえた上で、運用の見直しや対象範囲の拡大等を行っていくことも重要です。

また、県は障がい者の雇用促進を率先垂範して進める立場にあり、その執務環境の整備についても同様のことが求められます。任命権者は、障がいのある職員が職場に適応し、有する能力を十分に発揮できるよう当該職員の意向を尊重しながら、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）等の趣旨を踏まえた合理的配慮に基づいた勤務環境を整える必要があります。併せて、上司・同僚の理解促進を図る取組を進めるなど、ハード・ソフト両面において、真に障がい者が活躍しやすい職場づくりを実現する必要があります。

3 危機発生時の勤務条件

平成24年の熊本広域大水害、平成26年及び28年の高病原性鳥インフルエンザ、そして平成28年の熊本地震と、本県では県民生活に大きな影響を与える災害や事象が続いており、その都度、県として迅速かつ的確に対応することが求められました。

近年は、全国的に毎年のように大規模災害が多発している状況であり、県内の対応だけでなく県外自治体への職員派遣等も行っています。

これまで各任命権者においては、災害等の危機発生時には、職員が優先的に取り組むべき業務に専念できるよう、勤務条件に関する所要の措置を講じ、被災地への派遣等に伴う人員の弾力的な配置や健康管理体制の強化など、職員や職場の負担軽減及び勤務環境の整備に速やかに取り組んできました。

今後も、熊本地震等のこれまでの危機発生時の対応やノウハウを活かし、効果的かつ効率的な制度となるよう本委員会とも連携しながら取り組んでいく必要があります。

同時に、危機発生時の事業継続計画（BCP）を点検し、日頃から所属内での共通認識を図っておくことも重要です。

4 臨時職員等の勤務条件

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、平成29年5月に、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日に施行されます。

改正法の内容は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、給与、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとなっています。

本県では、本年7月に「熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例」を制定するなど、現在、制度の円滑な移行に向けて準備が進められています。本委員会においても、会計年度任用職員の給与・勤務条件等について、常勤職員や国の非常勤職員との均衡を考慮し、適正な処遇が確保できるよう、任命権者と連携して関係規則等の整備に取り組んでいるところです。

今後、任命権者においては、各所属での円滑かつ適切な運用を図るための規定を整備す

る必要があり、来年4月の制度導入後は、その確実な運用に努めていく必要があります。
なお、臨時的任用職員の勤務条件についても、職員との均衡及び勤務の内容を踏まえ、適正な処遇が確保できるよう、引き続き検討する必要があります。

5 県民の信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、また、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。各任命権者においても、職員の倫理意識の向上を図るための様々な取組が行われていますが、昨年度は、わいせつ行為や横領など、公務員としてあるまじき行為についての懲戒処分が例年より多く行われ、本年度も、横領や不適正事務処理などの不祥事が相次いで発生している状況にあります。

こうした非違行為は、公務に精励する職員の努力を無にするばかりか、県政に対する信頼を著しく損ない、公務運営に重大な支障を及ぼすものであり、きわめて遺憾です。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、今一度、職員一人ひとりが初心に立ち返り、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、公務員としての高い倫理意識と使命感を持つことが強く望まれます。

各任命権者においては、法令遵守に係る指導の更なる徹底、一般職員及び管理監督者に対する研修の改善強化などを図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民の信頼確保に努めていかなければなりません。

IV 給与等に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。

この制度が適正に運用されることが、職員の努力及び実績に的確に報いることにつながり、有為な人材の確保、労使関係の安定等をもたらし、もって行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、月例給については、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の改定を行うこととしたほか、住居手当の見直しについて勧告することとしました。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間に見合うよう年間の支給月数を引き上げることを勧告することとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

■ 令和元年 職員の給与等に関する勧告 ■

本委員会は、別紙第1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給料表の改定について

現行の給料表を別記第1（特定任期付職員に適用される給料表にあっては別記第2、任期付研究員に適用される給料表にあっては別記第3）のとおりに改定すること。

2 諸手当の改定について

(1) 住居手当について

- ア 住居手当は、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給すること。
- イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員については、その超える額の2分の1の額を17,000円を限度として11,000円に加算した額とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

- ア 令和元年12月期の支給割合
 - (ア) (イ)以外の職員（再任用職員を除く。）
勤勉手当の支給割合を0.975月分（特定幹部職員は、1.175月分）とすること。
 - (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員
期末手当の支給割合を1.725月分とすること。
- イ 令和2年6月期以降の支給割合
 - (ア) (イ)以外の職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（特定幹部職員にあっては、1.15月分）とすること。
 - (イ) 特定任期付職員及び任期付研究員
6月及び月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2(2)アについては令和元年12月1日から、2(1)及び(2)イについては令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、2(1)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が減ぜられることとなる職員については、住居手当の支給に関し、所要の経過措置を講ずること。

(4) 令和元年給与の改定（参考）

人事委員会報告及び勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

- ① 各給料表の引上げ改定 [平成31年4月1日遡及適用]
- ② 住居手当の支給対象となる家賃の下限及び手当額の上限を引上げ改定 [令和2年4月1日施行]
- ③ 期末手当・勤勉手当の支給月数の引上げ
(令和元年12月期の支給月数の引上げ [令和元年12月1日遡及適用]
/令和2年6月期以降の支給月数の配分見直し [令和2年4月1日施行])

3 条例・規則等

3 条例・規則等

(1) 条例案に対する人事委員会の意見
 県議会から求められた条例案についての意見

| 意見表明年月日 | 議案番号 | 条 例 案 名 | 内 容 |
|----------|---------|---|--|
| 1. 6. 7 | 第 4 号 | 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | <p>本議会に提案されました議案第 4 号、議案第 5 号及び議案第 6 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 4 号については、国家公務員における取扱いを踏まえ、家畜伝染病の防疫作業に従事した際に支給される特殊勤務手当の関係規定を整備するものであり適当であると考えます。</p> |
| | 第 5 号 | 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例 | <p>議案第 5 号及び議案第 6 号については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、会計年度任用職員制度の創設等に伴う関係条例の制定及び改正を行うものであり適当であると考えます。</p> |
| | 第 6 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 | |
| 1. 9. 4 | 第 3 号 | 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | <p>本議会に提案されました議案第 3 号につきまして、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 3 号につきましては、成年後見制度の利用促進のため、職員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人の規定を削除する地方公務員法の改正に伴い、関係条例を改正するもの等であり、適当であると考えます。</p> |
| 1. 12. 4 | 第 4 0 号 | 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | <p>本議会に追加提案されました議案第 4 0 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 4 0 号については、本委員会が本年 1 0 月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、本年 4 月に遡って給料表の引上げ改定を行うもの等であり、適当であると考えます。</p> |

(2) 規則等の制定・改廃
ア 規則

| 規則番号 | 公布年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|---------|--|--|
| 第1号 | 1.5.10 | 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 専門職大学及び専門職短期大学の新設に伴い、別表第3学歴免許等資格区分表の改正を行った。 (1.5.10 施行) |
| 第2号 | 1.6.4 | 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 地方公務員法改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、関係規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第3号 | 1.6.4 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している水俣市他1市の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (1.6.4 施行) |
| 第4号 | 1.12.10 | 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。 (1.12.10 施行) |
| 第5号 | 1.12.13 | 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則 | 会計年度任用職員の採用事務等を施行日以前に行うため、関係規定の整備を行った。 (2.4.1 施行 (一部規定について 1.12.13 施行)) |
| 第6号 | 1.12.17 | 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、給与等に関する規則の制定を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第7号 | 1.12.17 | 熊本県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、育児休業等に関する規則の改正を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第8号 | 1.12.26 | 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年給与改定（給料表の改定）に伴い規則の改正を行った。 (1.12.26 施行) |
| 第9号 | 1.12.26 | 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年給与改定（勤勉手当の改定）に伴い、勤勉手当の成績率の上限を改正した。 (1.12.26 施行) |
| 第1号 | 2.2.4 | 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 | 職員の派遣終了に伴う派遣団体の削除等、関係規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |

| | | | |
|------|--------|--|--|
| 第2号 | 2.2.4 | 外国の地方公共団体の期間等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 | 会計年度任用職員制度の導入に伴い、規定の整備を行った。 (2.2.4 施行) |
| 第3号 | 2.3.27 | 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年給与改定(給料表の改定)に伴い、規則の改正を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第4号 | 2.3.30 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 知事部局の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第5号 | 2.3.30 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している長洲町他3町村の組織改編等に伴い、規則の一部改正を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第6号 | 2.3.30 | 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 | 事務局の組織改編等に伴う関係規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第7号 | 2.3.30 | 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 県の組織改編・人事異動に伴う職名の変更等、規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第8号 | 2.3.30 | 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 | 県の組織改編・人事異動に伴い、給料表が適用される所属等に係る規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第9号 | 2.3.30 | 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 県の組織改編・人事異動に伴い、管理職手当が支給される職名、支給区分等に係る規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第10号 | 2.3.30 | 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 | 令和元年人事委員会勧告に基づく住居手当改正に伴い、規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第11号 | 2.3.30 | 令和元年改正条例附則第5項から第10項までの規定による住居手当に関する規則 | 令和元年人事委員会勧告に基づく住居手当改正に伴い、規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
| 第12号 | 2.3.30 | 熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 | 公平審査手続に係る職務専念義務免除の対象を拡大するため、規則の一部改正を行った。 (2.3.30 施行) |

| | | | |
|------|--------|----------------------------------|---|
| 第13号 | 2.3.30 | 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |
|------|--------|----------------------------------|---|

イ 告 示

| 告示番号 | 公布年月日 | 告 示 名 | 概 要 |
|------|--------|------------------------|--|
| 第1号 | 2.3.30 | 熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程 | 事務局の組織改編等に伴う関係規定の整備を行った。 (2.4.1 施行) |

4 公平审查

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

| 区 分 | | 平成 30 年度末の 係 属 件 数 | 令和元年度中の 要 求 件 数 | 令和元年度中の 終 結 件 数 | 令和 2 年度への 繰 越 件 数 |
|---------------|-----|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 県 職 員 | 給 与 | 0(0) | 1(1) | 0(0) | 1(1) |
| | 休 暇 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | その他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 受託市町村等 職 員 | | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 合 計 | | 0(0) | 1(1) | 0(0) | 1(1) |

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の係属状況

| 区 分 | | 平成 30 年度末の 係 属 件 数 | 令和元年度中の 申 立 件 数 | 令和元年度中の 終 結 件 数 | 令和 2 年度への 繰 越 件 数 |
|---------------|-------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 県 職 員 | 懲戒処分 | 0(0) | 2(2) | 0(0) | 2(2) |
| | 分限処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | その他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 2(2) | 0(0) | 2(2) |
| 受託市町村等 職 員 | 懲戒処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 分限処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | そ の 他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 合 計 | | 0(0) | 2(2) | 0(0) | 2(2) |

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての審査請求（不服申立て）の審査の状況（令和元年度）

| 事 案 名 | 審 査 の 状 況 |
|-------------------------------|-----------|
| 令和元年（人不）第1号事案（令和元. 9. 30 請求） | ※書面審理 |
| 令和元年（人不）第2号事案（令和元. 11. 29 請求） | ※書面審理 |

(4) 苦情相談の処理状況（令和元年度）

| 区分 | 処理件数（件） |
|----------|---------|
| 県職員 | 15 |
| 受託市町村等職員 | 16 |

5 職員団体

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

| | 県関係分 | 受託市町村等分 | 計 |
|--------------------|------|---------|----|
| 平成30年度末登録団体数 | 11 | 29 | 40 |
| 令和元年度解散届受理団体数 | 0 | 0 | 0 |
| 令和元年度新規登録団体数 | 0 | 0 | 0 |
| 令和元年度末登録団体数 | 11 | 29 | 40 |
| 記載事項(役員)変更届出書受理団体数 | 9 | 25 | 34 |
| 規約変更届出書受理団体数 | 1 | 4 | 5 |

(2) 登録職員団体一覧表（県関係分） （令和2年3月31日現在）

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|---------------|---------------|---------|
| 自治労熊本県職員労働組合 | 昭和 41. 10. 11 | 無 |
| 熊本県教職員組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 熊本県高等学校教職員組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 熊本県菊池教職員組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 熊本県阿蘇教職員組合 | 41. 12. 24 | 有 |
| 熊本県宇城教職員組合 | 52. 7. 28 | 有 |
| 熊本県八代教職員組合 | 53. 3. 2 | 有 |
| 熊本県学校事務労働組合 | 56. 10. 29 | 無 |
| 熊本県人吉球磨教職員組合 | 59. 5. 31 | 有 |
| 熊本県水俣芦北教職員組合 | 平成 5. 9. 27 | 有 |
| 熊本県教職員組合上益城支部 | 5. 11. 18 | 有 |

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）
（令和2年3月31日現在）

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|------------|---------------|---------|
| 錦町職員組合 | 昭和 41. 10. 11 | 無 |
| 和水町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 御船町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 南関町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 水上村役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 多良木町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 津奈木町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 阿蘇市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 大津町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 苓北町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 天草市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 自治労山都町職員組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 宇城市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 美里町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 山江村職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 南阿蘇村職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 相良村職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 南小国町職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 益城町職員組合 | 42. 8. 30 | 無 |
| 五木村職員組合 | 48. 5. 1 | 無 |
| 合志市職員組合 | 57. 8. 5 | 無 |
| 西原村役場職員組合 | 平成 3. 12. 11 | 無 |

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|--------------|---------------|---------|
| 上天草市職員組合 | 平成 16. 12. 27 | 無 |
| 芦北町自治職員労働組合 | 17. 5. 13 | 無 |
| 小国町職員組合 | 19. 12. 25 | 無 |
| 長洲町職員組合 | 24. 9. 6 | 無 |
| 玉東町職員組合 | 24. 11. 7 | 無 |
| 自治労球磨村役場職員組合 | 25. 6. 19 | 無 |
| あさぎり町役場職員組合 | 26. 12. 4 | 無 |

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(令和2年3月31日現在)

| 団体名 | 認証年月日 |
|------------------|--------------|
| 全日本自治団体労働組合熊本県本部 | 平成 7. 12. 18 |

6 公平委員会の事務の受託

6 公平委員会の事務の受託

| 区 分 | 市町村等の別 | 受 託 団 体 数 | 職員団体登録数 | 管理職員等の範囲を定めている団体数 |
|---|---------|-----------|---------|-------------------|
| 平成30年度末の 受 託 団 体 数 | 市 | 6 | 5 | 6 |
| | 町 村 | 31 | 24 | 31 |
| | 一部事務組合 | 20 | | 15 |
| | 広 域 連 合 | 5 | | 4 |
| | 計 | 62 | 29 | 56 |
| 令和元年度中の 新規受託団体数 | 市 | | | |
| | 町 村 | | | |
| | 一部事務組合 | | | |
| | 広 域 連 合 | | | |
| | 計 | | | |
| 令和元年度中の 受託廃止団体数 | 市 | | | |
| | 町 村 | | | |
| | 一部事務組合 | | | |
| | 広 域 連 合 | | | |
| | 計 | | | |
| 令和元年度末の 受 託 団 体 数 | 市 | 6 | 5 | 6 |
| | 町 村 | 31 | 24 | 31 |
| | 一部事務組合 | 20 | | 15 |
| | 広 域 連 合 | 5 | | 4 |
| | 計 | 62 | 29 | 56 |
| (参考) 令和元年度末の団体数 市：14 町村：31 一部事務組合：24 広域連合：5 | | | | |

7 労働基準監督機関の職権行使

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(令和2年3月31日現在)

| 法別表第一の号別 | 業種 | 事業所名 | 労働基準監督機関 |
|-------------------|--------|---|-------------|
| 第12号 | 教育・研究業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防学校 ・ 保健環境科学研究所 ・ 産業技術センター ・ 技術短期大学校 ・ 農業研究センター ・ 農業大学校 ・ 水産研究センター ・ 教育センター ・ 装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） ・ 各県立学校（分校を含む。） ・ 博物館ネットワークセンター ・ 消費生活センター ・ 高等技術専門校 ・ 農業研究センター各研究所 ・ 林業研究指導所 ・ 県立図書館 ・ 県立美術館 ・ 警察学校 | 人事委員会 |
| 第13号 | 保健衛生業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域振興局保健福祉環境部 ・ こども総合療育センター ・ 清水が丘学園 ・ 精神保健福祉センター | 労働局・労働基準監督署 |
| 法別表第一に掲げる事業以外の官公署 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁知事部局 ・ 各広域本部（県央広域本部、広域本部が置かれない各地域振興局、県北広域本部農林水産部水産課、地域振興局保健福祉環境部を除く。） ・ 広域本部が置かれない各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。玉名地域振興局には県北広域本部農林水産部水産課を含む。） ・ 県央広域本部税務部及び農林部 ・ 県央広域本部土木部（益城復興事務所を除く。） ・ 県央広域本部土木部益城復興事務所 ・ 上益城地域振興局土木部 ・ 自動車税事務所 ・ 東京事務所 ・ 八代児童相談所 ・ 環境センター ・ 福岡事務所 ・ 大切畑ダム復興事務所 ・ 市房ダム管理所 ・ 各港管理事務所 ・ 議会事務局 ・ 各教育事務所 ・ 各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。） ・ 防災消防航空センター ・ 福祉総合相談所 ・ 食肉衛生検査所 ・ 大阪事務所 ・ 各家畜保健衛生所 ・ 漁業取締事務所 ・ 氷川ダム管理所 ・ 天草空港管理事務所 ・ 各行政委員会事務局 ・ 警察本部 | 人事委員会 |

(2) 令和元年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

| 内 容 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 計 |
|---------------|------|-------|------|----|
| 総括安全衛生管理者選任報告 | 1 | | | 1 |
| 衛生管理者・産業医選任報告 | 19 | 55 | 16 | 90 |

(3) 令和元年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

| 種 類 | 検査区分 | 対象基数 | 検査基数 | 検査結果 | | | 未検査 基 数 | 廃止基数 |
|---------------|------|------|-----------|------|-----|-----|------------|-----------|
| | | | | 合 格 | 条件付 | 不合格 | | |
| ボイラー | 性能検査 | 9 | 6 | 6 | — | — | (注1) 3 | — |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 一 種 圧力容器 | 性能検査 | 14 | 12 | 12 | — | — | (注2) 1 | (注3) 2 |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |
| クレーン | 性能検査 | 12 | (注4) 6 | 6 | — | — | (注5) 1 | — |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |

(注1) 休止中：阿蘇清峰高等学校（教20号）、玉名工業高等学校（教72号）、球磨工業高等学校（教71号）

(注2) 休止中：菊池農業高等学校（教15号）

(注3) 廃止：果樹研究所（県31号）、天草拓心高等学校マリン校舎（教70号）※移設に伴うもの

(注4) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(注5) 休止中：宇城地域振興局（県5号）

(4) 令和元年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

| 内 容 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 計 |
|---------------|------|-------|------|----|
| 解雇予告除外の認定 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 宿日直勤務の許可 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 時間外休日労働協定届の受理 | 18 | 76 | 1 | 95 |

